

第10回野田村議会 定例会会議録

令和7年12月9日（火） 開会
令和7年12月12日（金） 閉会

野田村議会

令和7年12月 第10回野田村議会定例会会議録（第1号）			
招集年月日	令和7年12月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年12月9日（火） 10時10分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年12月9日（火） 11時28分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第10回野田村議会定例会会議録（令和7年12月）第1号

令和7年12月9日

（開会10時10分）

議長 これより、本日をもって招集されました第10回野田村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。

会議録署名議員に、5番 中川昇君、6番 小野寺豊君、7番 前川安男君、以上3名を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より12日までの4日間とされるよう答申がありました。

議長 お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日より12日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの4日間と決定いたしました。

お諮りいたします。

議案調査等のため、明、10日は休会としたいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、10日は議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。
村長から提出されました案件は、報告2件及び、議案30件であります。
監査委員からは、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。
閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた、「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。
諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4「報告第1号」から、日程第35「議案第30号」までの32件を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小谷地副村長。

副 村 長 提案いたしました、報告2件及び議案30件の提案理由について御説明申し上げます。

まず、報告第1号「公用車の運行管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」申し上げます。本件は、令和6年10月3日、ローソン岩手野田店の駐車場において、村公用車が出発しようとして前進した際、後退してきた車両と衝突したものです。この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。なお、公用車の運転につきましては、今後更に安全運転指導を徹底し適切な運行に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第2号「道路施設の管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」申し上げます。本件は、今年7月18日、村が管理する村道の立体交差カルバートの前後に設置していた高さ制限看板の表示が

誤っていたため、走行していた車両の車載屋根部が接触し、破損したものです。この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。なお、道路施設の管理につきましては、今後更に適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。今回の補正は、物価高対応子育て応援手当給付事業、生活困窮者冬季特別対策等事業及び簡易水道事業会計補助金等に要する経費に所要の予算措置を講じたほか、一般職給与費等の人件費など早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,112万8,000円を追加し、補正後の予算総額を49億1,190万3,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、議案第2号「令和7年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。第2条「収益的収入及び支出の補正」であります。収入の第1款 簡易水道事業収益を472万4,000円、支出の第1款 簡易水道事業費用を555万1,000円それぞれ増額しようとするものであります。第3条「資本的支出の補正」であります。支出の第1款 資本的支出を1万円増額しようとするものであります。第4条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」であります。職員給与費について143万2,000円増額しようとするものであります。裏面の第5条「他会計からの補助金の補正」であります。補助を受ける金額を553万3,000円から1,014万7,000円に改めるものであります。

次に、議案第3号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。第2条「収益的収入及び支出の補正」であります。収入及び支出の第1款 公共下水道事業をそれぞれ182万1,000円減額、第2款 農業集落排水事業をそれぞれ203万3,000円増額、第3款 漁業集落排水事業をそれぞれ1万3,000円増額しようとするものであります。第3条「資本的支出の補正」であります。裏面をご覧ください。支出の第1款 公共下水道事業資本的支出を22万5,000円増額しようとするものであります。第4条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」であります。職員給与費について21万4,000円増額しようとするものであります。

次に、議案第4号「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について申し上げます。この条例は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第5号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、県の例に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第6号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、県の例に準じて、野田村議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、県の例に準じて、一般職の職員等の給与月額、通勤手当及び宿日直手当の支給限度額、期末手当及び通勤手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第8号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、県の例に準じて、会計年度任用職員宿日直手当に相当する報酬の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第9号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「南浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。南浜地区コミュニティセンターには、南浜部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第12号「下安家地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。下安家地区コミュニティセンターには、下安家部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第13号「新町地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。新町地区コミュニティセンターには、新町町内会を指定しようとするものであります。

次に、議案第14号「北区地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。北区地区コミュニ

ティセンターには、北区町内会を指定しようとするものであります。

次に、議案第15号「野田村生活支援ハウスの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。野田村生活支援ハウスには、社会福祉法人 野田白寿会を指定しようとするものであります。

次に、議案第16号「野田村保健センター集会室の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。野田村保健センター集会室には、本町・旭町町内会を指定しようとするものであります。

次に、議案第17号「国民宿舎えぼし荘の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。国民宿舎えぼし荘には、株式会社のだむらを指定しようとするものであります。

次に、議案第18号「根井・和野平地区畑地かんがい施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。根井・和野平地区畑地かんがい施設には、根井・和野平地区畑地かんがい施設管理組合を指定しようとするものであります。

次に、議案第19号「御台場農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。御台場農村公園には、新山地区農村公園管理委員会を指定しようとするものであります。

次に、議案第20号「根井地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。根井地区農村公園には、根井部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第21号「大葛地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。大葛地区農村公園には、大葛部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第22号「米田地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。米田地区農村公園には、米田部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第23号「泉沢地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。泉沢地区農村公園には、泉沢部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第24号「玉川地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。玉川地区農村公園には、玉川部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第25号「上明内地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。上明内地区農村公園には、上明内部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第26号「玉川地区活性化センターの指定管理者を指定すること

に関し議決を求めることについて」申し上げます。玉川地区活性化センターには、玉川部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第27号「上明内地区活性化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。上明内地区活性化センターには、上明内部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第28号「アジアの広場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。アジアの広場には、日形井部落会を指定しようとするものであります。

次に、議案第29号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」申し上げます。交流物産等複合施設には、株式会社 のだむらを指定しようとするものであります。

次に、議案第30号「下安家漁港漁村再生交付金事業岸壁上屋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は、下安家漁港漁村再生交付金事業岸壁上屋工事について、契約金額4,818万円に252万4,500円を追加し、5,070万4,500円で林崎建設株式会社と変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしく御審議の上、御賛同を賜われますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、日程第4「報告第1号」から、日程第35「議案第30号」までの32件の提案理由の説明が終わりました。

議 長 お諮りいたします。ただいま説明のありました、日程第4「報告第1号」から日程第35「議案第30号」までの議案等32件のうち、日程第4、報告第1号「公用車の運行管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」から、日程第8、議案第3号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」、並びに、日程第10、議案第5号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から日程第13、議案第8号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの9件を本日審議し、そのほかの日程第9、議案第4号「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、並びに、日程第14、議案第9号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から日程第35、議案第30号「下安家漁港漁村再生交付金事業岸壁上屋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」

までの23件の審議につきましては、12月12日の会議において行うことにいたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第4「報告第1号」から日程第35「議案第30号」までの議案等32件のうち、日程第4、報告第1号から、日程第8、議案第3号、並びに、日程第10、議案第5号から、日程第13、議案第8号までの9件を本日審議し、そのほかの日程第9、議案第4号、並びに日程第14、議案第9号から日程第35、議案第30号までの23件の審議につきましては、12月12日の会議において行うことに決定いたしました。

議 長 それでは、日程第4、報告第1号から、日程第8、議案第3号、並びに、日程第10、議案第5号から、日程第13、議案第8号までの審議を行います。

議 長 まず、報告第1号「公用車の運行管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

議 長 直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
以上で、報告第1号を終わります。

議 長 次に、報告第2号「道路施設の管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

議 長 直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
以上で、報告第2号を終わります。

議長 次に、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第5号）」につきまして、その予算内容についてご説明いたします。説明は事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款項ごとに順を追ってご説明いたします。はじめに歳入ですが、12、13ページをご覧くださいと思います。14款「国庫支出金」1,324万8,000円の増額であります。2項、国庫補助金の「物価高対応子育て応援手当（仮称）給付事業費補助金」1,200万円の増額、「同、事務費補助金」60万円の増額等を計上しております。15款「県支出金」168万4,000円の増額であります。2項、県補助金の「生活困窮者冬季特別対策事業費補助金」210万円の増額を計上しております。16款「財産収入」164万8,000円の増額であります。預金の利率上昇に伴う基金利子の増額を計上しております。18款「繰入金」6,454万8,000円の増額であります。1項、基金繰入金の「財政調整基金繰入金」6,435万3,000円の増額等を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開き願います。1款「議会費」20万円の増額は、「議員期末手当」及び「一般職給与費」の増額等を計上しております。なお、2款以降、各款においても給与費等を補正しておりますが、岩手県人事委員会の勧告に基づくものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。次に、2款「総務費」1,708万6,000円の増額であります。1項、総務管理費の中段付近になります。「庁内情報端末整備経費」47万7,000円の減額。下から3つ目の箱になります「公共施設等整備基金積立金」10万5,000円の増額。「村債管理基金積立金」24万円の増額等を計上しております。なお、このほか各基金の積立金を増額しておりますが、預金の利率上昇分を増額し計上しておりますことを申し添えます。次に18、19ページをお開き願います。3款「民生費」3,911万2,000円の増額であります。1項、社会福祉費の「生活困窮者冬季特別対策等事業」627万6,000円の増額。「過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金返還金」1,013万1,000円の増額。同じく県負担金返還金506万6,000円の増額等を計上しております。次に中段より下になります。2項、児童福祉費の「過年度分子どものための教育・保育給付交付金等返還金」190万6,000円の増額。その下4行目になります「過年度分子ども・子育て支援施設整備交付金等返還金」92万8,000円の増額。その下になります「物価高対応子育て応援手当（仮称）給

付事業」1,260万円の増額。その下になります「過年度分障害児入所給付費等
国庫負担金返還金」28万9,000円の増額等を計上しております。次に20、21
ページをお開き願います。上段になります、4款「衛生費」595万5,000円の
増額であります、1項、保健衛生費の「簡易水道事業会計補助金」461万
4,000円の増額。その下の「妊婦支援給付金」85万円の減額。その1つ下の箱
になります「健康管理システム経費」77万円の増額等を計上しております。
次に、6款「農林水産業費」429万円の増額であります、1項、農業費の1
番下になります、農業集落排水事業にかかる「下水道事業会計補助金」203万
3,000円の増額。22、23ページになります。上段になります、2項、林業費の
「有害鳥獣対策経費」78万6,000円の増額等を計上しております。7款「商工
費」92万3,000円の増額であります、「観光施設等維持管理経費」35万2,000
円の増額等を計上しております。8款「土木費」447万1,000円の増額であり
ますが、2項、道路橋りょう費の「道路修繕委託経費」400万円の増額。4項、
都市計画費の24、25ページになります。1番上になります。公共下水道事業
にかかる「下水道事業会計補助金」204万6,000円の減額等を計上しておりま
す。次に、10款「教育費」877万円の増額であります、1番下の箱になりま
す。2項、小学校費の「学校管理経費」137万8,000円の増額。その下の「有
害鳥獣対策経費」43万2,000円の増額。26、27ページになります。3項、中学
校費の「有害鳥獣対策経費」21万4,000円の増額。「岩手県中学校総合体育大
会等出場費補助金」110万3,000円の増額等を計上しております。

以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。
 質疑ありませんか。
 丹野和子君。

丹野議員 23ページの上の段の「有害鳥獣対策経費」78万6,000円ですが、主な内訳は
どのようなになっているのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 丹野の議員のご質問にお答えします。こちらの経費につきましては、
メディア等でも情報ありますけれども、全国的にクマの出没、それから被害
数が増加しております。本村においても目撃、それから被害等もございます
ので、こちらの経費を活用しまして対策をさらに強化していきたいと思っ
ております。こちらの経費はクマ捕獲にかかる経費です。クマ捕獲にかかるワ

ナ設置、1回あたり3万円になりますが、そちらのワナ設置、もしくは捕獲した際、奨励金1頭あたり5万円になりますので、7頭分のクマの捕獲、そちらにかかる経費、合わせまして78万6,000円を見込んだものでございます。以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 25ページと27ページ、小中学校のクマ対策のところですね。「有害鳥獣対策経費」ということで、それぞれ予算を取ってるんですけども、全国的な問題であって、これからクマのスプレーとか、爆竹とか、クマ鈴というものを説明では準備するという話のようだったんですけども、これから発注してどれぐらいの時期に、実際それが手に入るものなのかどうか。その辺りのところについて伺います。

議長 教育次長。

教育次長 山田議員のご質問にお答えします。先日、説明いたしましたが、熊スプレー、爆竹等につきましては、既存の今規定予算内で入れられる部分については、若干小中学校に入れております。ただし、関連商品が全国的にかなり品薄でございますので、その辺も納期と使い勝手と加味しながら、選定してまいりたいと考えております。以上です。

議長 山田陽子君。

山田議員 これから、あと数週間ほどで冬休みになるわけですけども、子ども達にとって通学だけでなく、普段の日常生活の中でも使えるものもあると思いますので、相手方がある諸事情があることなんですけれども、極力早く納入できて、利活用できるようなことで望みますのでよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 22、23ページの「商工費」の中の観光費、需要費の中で「観光施設等維持管理経費」が35万2,000円計上されておりますが、この内容についてと、それからその下の「土木費」の道路維持費「道路修繕委託経費」修繕箇所と内容について、2点お願いします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。「観光施設等維持管理経費」でございますが、こちらは修繕費でございます。1つ目は、苫屋の浄化槽の修繕が18万7,000円。あと、のんちゃんの着ぐるみの修繕が16万5,000円で計35万2,000円となっております。以上です。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 米田徳一郎議員の土木費に関してのご質問にお答えします。こちらの「道路修繕委託経費」の400万円でございますが、11月はじめの大雨の際に、主に村道の中の砂利道になりますけれども、村内10か所ほど1か所約40万円という見込みで計上しているものでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 21ページの「墓地使用料返還金」この内容とどういう経緯で返還してきたのかということをお尋ねいたします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊議員のご質問にお答えします。この返還金ですけれども、城内公葬地の1区画分の使用料の返還金でございます。使用の許可を受けていらした方がこの墓地を今後使用しなくなるということで返還したいということでの返還金となります。1件分でございます。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 お墓を利用して納骨してそれを要するに墓じまいしたということなのでしょいか。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。今回の返還は墓じまい等ではなく、今まで区画の使用許可だけを受けていて、まったく使用等はしていな

かったものでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員 19ページ、上の方です。「生活困窮者冬季特別対策等事業」ということで600万円を予算化しておりますが、この内訳はどのような世帯になるのか、それをお伺いします。それから、この予算書全体ですが、今回の給与改定に伴いまして、一般職と会計年度職員があるわけですが、全体の額というか、一般職でいくら、それから、会計年度職員分はいくら。そして、会計年度職員の人数ですね。これをお聞きいたします。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 中川昇議員のご質問にありました、「生活困窮者冬季特別対策等事業」の対象者の内訳でございます。まず高齢者世帯を338世帯、障がい者世帯を131世帯、ひとり親世帯を16世帯、そのほか、生活保護等17世帯。このほか、家計急変世帯を10世帯。これ以外に、住民税非課税世帯を88世帯で計600世帯を見込んでいますところでございます。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 中川昇議員のご質問にお答えします。今回の給与改定に伴って、一般職と会計年度任用職員の給与額はどの程度増えたかというところでございますね。議案書の29ページを見ていただければと思います。29ページの「一般職」総括というところに、給与費の比較のところ2,479万4,000円の右端の方の2,763万8,000円。共済費等含めてですね。それから、会計年度任用職員については30ページになります。「イ 会計年度任用職員」とあり、合計の欄に1,074万6,000円と数字が載っております。そのような額となっております。また、会計年度任用職員につきましては、公営企業会計の職員を含めまして41名という計算となっております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
総務課長。

総務課長 中川昇議員の質問に、間違っただけを教えました。すみません。29ページ

の一般職総括って載せましたけれど、これは会計年度も含まれた金額でございました。すみません、訂正いたします。30ページの方の「ア 会計年度任用職員以外の職員」ということで載ってございます。上の表の1,689万2,000円。一般職の方はこちらの金額になります。すみません、大変失礼いたしました。

議 長 質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「令和7年度野田村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和7年度野田村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、その内容をご説明いたします。
第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。9ページをお開き願います。収入からでございますが、1款、簡易水道事業収益の2項、営業外収益462万4,000円の増額は、1目、受取利息及び配当金の基金利息1万円の増額と、2目、他会計補助金461万4,000円の増額を計上しております。
3項、特別収益10万円の増額は、仮設水槽購入助成金を計上しております。
続いて、支出についてご説明いたします。1款、簡易水道事業費用の1項、営業費用525万円の増額は、1目、原水及び浄水費に動力費120万円等の増額。
2目、配水及び給水費に修繕費183万7,000円の増額。次のページの5目、総係費に給与改定に伴う費用など166万1,000円の増額を計上しております。次

に、第4条、資本的支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが、10ページの下欄になります。1款、資本的支出の4項、基金積立1万円の増額は、基金利息の利率改定による増額を見込み計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 9ページの支出の方について2点ほどお尋ねをします。原水及び浄水費の中の動力費「施設電気料外」とありますけれども、電気料のほかに何なのか、何が含まれているのか、それとも電気料だけで120万円なのか、この点と、それから2の配水及び給水費の修繕費「水道施設修繕費」が183万7,000円計上されていますが、この内容、この2点ご説明をお願いします。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。まず、原水及び浄水費の動力費でございますが、こちらの方は電気料のみとなっております。次の、修繕費でございますけれども、こちらの方、色々これまでも修繕費かさんできておりまして、今後の不測の事態に備え、追加して措置計上するものでございます。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 120万円って最初の質問の施設電気料ですけども、今の補正120万円っていうのは、どういう経緯で120万円の補正が必要だったのか。それから、次の点については予算ということなので、それはそれで理解しましたが、この電気料120万円の補正の根拠って言うんですか。それをお願いします。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。電気料でございますが、1つの原因は当初の見込みが少なかったものと思っております。今年度のこれまでの支払い実績と今後の見込み、冬季でヒーター等も使いますので、その分の増加等を見込んだ上での補正額となっております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」
を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第3号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。13ページをお開き願います。収入からでございます。1款、公共下水道事業収益の2項、営業外収益182万1,000円の減額は、1目、基金利息22万5,000円の増額と、2目、他会計補助金204万6,000円の減額を相殺し計上しております。2款、農業集落排水事業収益の2項、営業外収益203万3,000円の増額は、他会計補助金の増額を計上しております。3款、漁業集落排水事業収益の2項、営業外収益1万3,000円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。続いて、支出についてご説明いたします。14ページをお開き願います。1款、公共下水道事業費用の1項、営業費用259万7,000円の減額は、主なものは3目、処理場費の委託料372万7,000円の減額でございますが、その他は、光熱水費、動力費等の今後の不足見込み分の増額と、4目、総係費に給与改定に伴う費用など39万4,000円の増額を計上しております。2項、営業外費用の77万6,000円の増額は、1目、利子償還金を計上しております。2款、農業集落

排水事業費の1項、営業費用201万円の増額は、1目、管渠費の修繕料、3目、処理場費の通信運搬費を計上しております。2項、営業外費用2万3,000円の増額は、1目、利子償還金を計上しております。次のページになりますが、3款、漁業集落排水事業費用の1項、営業費用5,000円の増額は、3目、処理場費に通信運搬費を計上しております。2項、営業外費用8,000円の増額は、利子償還金を計上しております。次に、第4条、資本的支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが、16ページをご覧ください。1款、公共下水道事業資本的支出の4項、基金積立金22万5,000円の増額は、基金利息の利率改定による増額を見込み計上しております。以上で説明を終わります。

議長　これより本案に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員　14ページの農業集落排水事業費用の中の管渠費、修繕費が200万円、マンホールポンプ修繕料とありますが、農業集落排水は2か所、米田と新山とあるわけですが、場所と修繕内容をお願いします。

議長　地域整備課長。

地域整備課長　米田徳一郎議員のご質問にお答えします。修繕費の箇所と修繕の内訳でございますが、箇所の方、主に米田地区の場所は十府ヶ浦海岸駅前、交差点の付近にあるマンホールポンプでございますけども、そちらの方が原因も調査はしておりますが、ちょっとはっきりしていないところではあります。中に土砂と言いますか、砂とかちょっとした、ま、小石などのものがこうちょっと多く流入しておりました。その清掃にかかる費用、あとはその、圧送管ですので、ま、そちらの方も、洗浄車とか吸引車等を導入いたしまして、清掃あとはポンプも引き上げて清掃などをしたものでございます。こちらでも調査はしていますが、まだ分からないので今後もまた起こりうる可能性があるということで増額で措置するものでございます。以上でございます。

議長　そのほか質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員　14、15ページにかかるんですが、14ページの処理場費の中に、通信運

搬費、補正が4万2,000円、この備考欄に「処理場テレメータ通信料」ってあるんです。それから15ページにいきましても同じ感じなんですが、処理場費5,000円ですか、「処理場テレメータ通信料」ってあるのですが、金額は少ないですが、どういう経緯でこれが計上されたのかということをお教えください。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 小野寺豊議員のご質問にお答えします。どちらも共通する内容になりますけれども、本年度、監視システムを更新しております。これまでは、固定電話の一般回線を利用した通信となっておりましたけれども、これを更新に伴って、携帯電話と同じような回線を利用するということに変更しております。それに伴います、増額分を計上しているものでございます。以上でございます。

議 長 そのほか質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第5号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました、議案第5号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから、同一の条例を第1条、第2条に分け、改正するものであります。

議案書の方をご覧いただきたいと思います。第1条の新旧対照表、第3条第2項の改正は、期末手当の支給割合を12月にあつては「100分の167.5」から改正後の「100分の172.5」に改め、0.05月引き上げようとするものであり、この改正は令和7年12月1日から適用するものであります。次に下段の第2条の新旧対照表についてであります。第3条第2項の期末手当の支給割合、「100分の172.5」を6月と12月を同じ支給割合の「100分の170」とし、年間の支給割合を「100分の340」にしようとするものであり、この改正は令和8年4月1日から施行するものであります。なお、この支給割合の改定案については、21世紀村づくり委員会総務部会のご了承を得ていただいていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　次に、議案第6号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第6号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、野田村議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから同一の条例を第1条、第2条に分け改正するものであります。

議案書をご覧いただきたいと思います。第1条の新旧対照表、第3条第2項の改正は、期末手当の支給割合を12月にあつては「100分の167.5」から改正後の「100分の172.5」に改め、0.05月引き上げようとするものであり、この改正は令和7年12月1日から適用するものであります。

次に下段の表です。第2条の新旧対照表についてですが、第3条第2項の期末手当の支給割合、「100分の172.5」を6月と12月を同じ支給割合の「100分の170」とし、年間の支給割合を「100分の340」にしようとするものであり、この改正は令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、この支給割合の改定案につきましては、21世紀村づくり委員会総務部会の了承をいただいていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、一般職の職員等の給料月額、宿日直手当、通勤手当の額、期末勤勉手当の支給割合等を所要の改正をしようとするものであります。また、条例の適用年月日等が異なるものについて、第1条から第4条に分け改正をするものであります。議案書をご覧くださいと思います。

まず1ページの第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表、第14条の改正は、宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を「6,300円」から「7,700円」に引き上げようとするものであります。

第20条第2項の改正は、職員の期末手当の支給割合を「100分の125」から改正後の「100分の127.5」に改め、0.025月引き上げようとするものであります。

第20条第3項では、定年前再任用、短時間勤務職員の期末手当の支給割合を「100分の70」から改正後の「100分の72.5」に改め、0.025月引き上げようとするものであります。

その下になります、第21条第2項第1号の改正は、2ページの上段になります。職員の勤勉手当の支給割合を「100分の105」から改正後の「100分の107.5」に改め、0.025月引き上げようとするものであります。その下の第2号の改正は、定年前再任用、短時間勤務職員の勤勉手当に当たっては、「100分の50」から改正後の「100分の52.5」に改め、0.025月引き上げをしようとするもので、この改正は令和7年12月1日から適用しようとするものであります。また、その下の別表第1の行政職給料表及び8ページ下段からの別表第2、医療職給料表の17ページまでを改めるもので、高卒及び大卒の初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の給料表全体を引き上げようとするものであります。なお、この改正は令和7年4月1日から適用しようとするものであります。

次に17ページをお開き願います。17ページの中段になります。第2条の改正であります、第10条の2、第2項の改正は、通勤手当の支給限度額を「38,500円」から「66,400円」に引き上げしようとするものであります。なお、この改正は令和8年1月1日から施行しようとするものであります。

次に18ページの上段になります。第20条第2項の改正は、職員の期末手当の支給割合について「100分の127.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分

の126.25」とし、年間の支給割合を「100分の252.5」にしようとするものであります。その下の第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合について「100分の72.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の71.25」とし、年間の支給割合を「100分の142.5」にしようとするものであります。

次に、中段になります。第21条第2項第1号の改正は、職員の勤勉手当の支給割合について、「100分の107.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の106.25」とし、年間の支給割合を「100分の212.5」にしようとするものであります。第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に当たっては、「100分の52.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の51.25」とし、年間の支給割合を「100分の102.5」にしようとするものであります。なお、第2条の改正は第10条の2の通勤手当を除き、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

次に19ページ、第3条の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例であります。特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改めるもので、第7条では給料月額を、表の下線の通り改めようとするものであります。第8条第2項では期末手当の支給割合について「100分の95」を改正後の「100分の97.5」に、勤勉手当の支給割合について「100分の87.5」を改正後の「100分の90」に改めるもので、この改正は交付の日から施行しようとするものであります。

次に下段にあります、第4条の改正についてであります。第8条第2項で、20ページの上段になります。期末手当の支給割合について「100分の97.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の96.25」とし、年間の支給割合を「100分の192.5」にしようとするものであります。勤勉手当の支給割合については「100分の90」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の88.75」とし、年間の支給割合を「100分の177.5」にしようとするものであります。この改正は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。なお、この特定任期付職員であります。高度で専門的な知識経験を有する方のことをいい、弁護士や公認会計士、大学の教授などをいい、当村においては対象職員はおりませんので、経過措置による規定はしないこととしております。

最後に20ページの附則であります。各条文ごとの施行期日についての規定や、条例改正前に支給された給与は条例改正後の給与の内払であること、条例の施行に関し必要なことは規則で定めることなどについて規定しております。以上で説明を終わります。

議長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第8号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第8号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、会計年度任用職員の宿日直手当及び期末勤勉手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから同一の条例を第1条、第2条に分け改正するものであります。議案書の方をご覧いただきたいと思います。

第1条の新旧対照表の第7条の改正は、宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を「6,300円」から「7,700円」に引き上げしようとするものであります。次に第13条第2項の改正は、期末手当の支給割合を12月にあつては「100分の125」を改正後の「100分の127.5」に改め、0.025月引き上げしようとするものであります。第15条の2第2項の改正は、勤勉手当の支給割合を12月にあつては「100分の105」を改正後の「100分の107.5」に改め、0.025月引き上げしようとするものであり、この改正は令和7年12月1日から適用するものであります。

次に下の表になります。第2条の新旧対照表についてですが、裏面をご覧いただきたいと思います。第13条第2項の改正は、期末手当の支給割合「100

分の127.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の126.25」とし、年間の支給割合を100分の252.5にしようとするものであります。

次に第15条の2第2項の改正は、勤勉手当の支給割合「100分の107.5」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の106.25」とし、年間の支給割合を100分の212.5にしようとするものであり、この改正は令和8年4月1日から施行するものであります。

附則であります。条文ごとの施行期日や条例改正前に支給された給与は改正後の給与の内払であることなどを規定してございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、12月11日、午前10時から、一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 11時28分)

令和7年12月 第10回野田村議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和7年12月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年12月11日（木） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年12月11日（木） 14時26分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第10回野田村議会定例会会議録（令和7年12月）第2号

令和7年12月11日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議 長 まず、6番、小野寺豊君の一般質問を許します。
小野寺豊君。

（一括質問・一括答弁）

小野寺豊議員 6番議員の小野寺豊でございます。はじめに、12月8日23時15分に発生したマグニチュード7.5の青森県東方沖地震発生で、皆様大変な思いをしているところです。このことから、後発地震注意情報が16日まで発表されております。ご自身の安全確保を第一としつつ、日常の活動をしていただきたいと願っております。それでは、3点について質問させていただきます。

1点目、「道の駅に隣接する山林の活用について」

昨年の12月定例会においても取り上げた案件であります。ちょうど1年が経過し、6月に「ぱあぷる」がオープンし半年、営業業績は好調と伺っております。さて村長は、「近隣他市町村の施設差別化を図るため、森林そのものを活用し、森林に気軽に親しめる仕組みや機能を持たせたいと考えております」と答弁しておりますが、施設のオープン半年の現在、動きが全く見られません。山林を取得する理由等々に鑑み、部分的にでも手を加えて少額な事業でも即現場を動かすべきと思います。また、この地域では10年以上前からクマの目撃が頻繁にあった所で、今年も目撃されております。今回取得した、土地山林の境界に動物除けの対策が必須と考えます。この2点についての見解をお伺いいたします。

2点目「茅葺の曲り家について」

村、教育委員会で管理している茅葺屋根曲り家は、えぼし荘の南東側、塩工房入口付近に1棟、日形井地区に4棟で計5棟現存しております。茅葺屋根に

造詣の深い方々によると、茅葺屋根の茅葺の耐用年数は①20～40年、②30～50年と幅が大きく、①の中間30年、②の中間40年で30～40年とされているようです。現存する建物ごとの過去の葺き替えの時期、経過年数、目視点検での内外観の状態の所見と、今後いずれ修繕が必要となる、修繕工事計画工程を示して頂きたいと思います。

3点目「防災無線のアナウンスについて」

近年、クマの目撃が多く、村に寄せられる情報も増えていると推察されますが、実態は。また、目撃情報のアナウンスは時刻、場所等詳しく、そのほかクマに遭遇しない注意喚起もあわせての放送として頂きたいが、見解をお伺いいたします。以上、登壇しての質問を終わります。

議長 村長。

村長 小野寺豊議員の1番目のご質問であります「道の駅に隣接する山林の活用について」であります。取得した山林につきましては、長期間手入れが行き届いていない状態にあることから、来年度において、駐車場西側の部分の間伐を検討しております。併せて、倒木による駐車車両等への被害防止のため、第2駐車場と久慈翔北高校野田校舎の間の村有林を伐採し、道の駅周辺の環境整備を進めていきたいと考えております。その上で施設と一体的な相乗効果が発揮できるような活用方法の検討を進めて参りたいと考えております。なお、山林の一部につきましては、今年度中に実施しておりますが、震災学習や団体客へ昼食場所として無料開放しているほか、ベンチやタープ等を設置し来場者にご利用いただくなど柔軟に対応し活用してございます。また、道の駅周辺における有害鳥獣対策につきましては、地域住民の安全安心、施設利用者の安全確保、来場者数にも大きく関わるため、様々な知見を考慮し敷地境界への対策も含めて効果的な対策を検討して参ります。

2番目のご質問であります「茅葺の曲り家について」であります。現在、村が管理する茅葺屋根の南部曲がり家は、議員ご指摘のとおり5棟であります。各棟の過去の葺き替え時期と経過年数についてであります。それぞれ直近で、国民宿舎えぼし荘敷地内のものが平成14年度に施工し23年経過、日形井地区の4棟につきましては、アジア民族造形館の第2展示棟が平成12年度に施工し25年経過、第1展示棟が平成15年度に施工の22年経過、苫屋が平成21年度施工の16年経過、庵日形井が平成25年度施工の12年経過となっております。いずれの施設においても、現状は特に雨漏り等も無く、概ね良好な状態を維持しているものと認識しております。今後の修繕計画につきましては、管理を適切に行い良好な状態を長期的に保つよう努めながら、今後の施設の利活用の方向性と併

せて検討して参りたいと考えております。

3 番目のご質問であります「防災無線のアナウンスについて」であります、議員ご指摘のとおり、本年10月以降においてクマの目撃情報の報告は増加傾向にあります。現在、村への目撃情報の報告方法は、主に電話にて受け付けております。また、村からの情報発信としては、現在進行形でクマがいる場合や、人身被害の危険性がある場合には、防災無線を活用し目撃場所を周知してございました。今後もクマの出没・被害発生情報などについて、場所や時刻等できる限り詳細な情報発信に努めて参りますので、目撃情報の提供についてご協力をお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 1 点目についての再質問をさせていただきます。今、答弁をいただきまして、小さいといえ失礼なんです、多項目にわたって手を加えていただくとのことで大変安心しております。正直なところ、私は現場でも気がつきませんが、例えばこの前、オープンに合わせて、前々日あたり枝葉の伐採をしたのを見ていますし、オープンの日にも行きましたが、要するに枝を刈りっぱなしで、切って落としたものがそのままになっていて、片付けがされていませんでした。一週間ほど経つと葉っぱが枯れてきて、赤茶けたような状態になり、それが放置されていまして。それも担当課には言葉で話していましたが、今後同じようなことをするとしても、刈りっぱなしにしないように、草も枝も同様に、そのようなことをお願いしたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策に関してですが、色々な方法で検討されていることですが、検討ばかりしていても時間が経てば意味がないことですので。今、クマは冬眠に入っていると思いますが、春になればすぐに活動すると思っておりますので、農家の方々がやっている電気柵や防護ネットなどあるようですので、その辺りを農家の方々からのご意見も伺いながら、効果的に、早めに対応していただきたいと思っております。このことについて、二言くらいよろしくお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。まず、道の駅の周辺といいますか、山林の枝葉の刈り払い等ですね。やはり景観上、良くないということもございまして、作業後はしっかり片付けるように、観光施設として整然とした環境になるよう、指定管理者の方に指示してまいります。

それから有害鳥獣対策でございますが、引き続き、罠の設置、村で所有している罠等ございますし、あるいは購入の補助等ありますので、農業者等にPRを続けて、なるべく有害鳥獣が農地に入らないよう、あるいは民家の方に近づかないような対策を取ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 1点目に対しては、よろしくお願いします。それでは2点目に入ります。これは、経過年数が一番長いのが25年、次に23年、そして16年、12年となっているようですが、冒頭にお話ししましたように、30年から40年ぐらいで、場所によってかなり違うと思うんです。あるいは同じ建物でも、方向によってかなり違うと言われています。北側とか西側が傷みやすいとか。なぜ私がこういうふうに話すかといいますと、色々な情報を聞きますと、葺き替えには莫大な費用がかかると。そして職人さんといいますか、技術屋さん、技能者さんが少なく、もし来てやるにしても、泊まりがけでやらないとできないような仕掛けに、今、全国的になってしまっていると。だから、持っているのもいいんですけども、その施設をただ維持管理するのが大変だということで、これを23年といっても、30年で見ればあと7年ですよ。皆さんがまだまだ元気な時期に来るわけです。それを1回にはできないですけど、毎年この5棟を仮に現存させて、1棟数千万円ずつ仮にですよ、かかったとしても、莫大な金がかかるわけですね。だからそれを、今からそのまま存続させるのか、あるいは5棟のうち何棟を残して、何棟かは、言葉は悪いですが、無しにするとか。そういったことを考えながら進めていくべきじゃないかな、という思いでの質問でございました。これに関して、所見をお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。茅葺の曲り家の再質問にお答えします。小野寺議員おっしゃる通りですね、かなりの維持経費がかかるのが見込まれるということでございます。今後ですね、曲り家を村としてそのまま所有したまま保存していくのか、あるいはどのように処分するとかですね、そういった公共施設全般の今後の活用方法なり処分方法ですね、方針を来年度、公共施設の計画全般的に検討してまいる予定でございます。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 前向きな回答を得たと思って安心しております。では、3点目の質問に入らせていただきます。これはクマだけじゃないんですが、例えば、火災が起きた場合の放送も、たまにありますね。林野火災ですとか、住家の火災ですとかって。それも場合によっては、場所が全くわからないような放送もないわけじゃない。で、なんであの正確に教えてくれないのかなって、よくその辺を歩いているとそういう声が聞かれます。今回も、たまたまこのクマの放送は2地区でしたよね、確か。例えば、新山地区。例えば、城内地区。城内っていつでもかなり広いですよ。新山もかなり広いです。特定な個人宅を名乗らなくても、例えば、新山地区にある住宅付近だとか。例えば、新山地区の墓地付近だとか。クマはどこでも歩くわけですけども、そういうふうに二言ぐらい付け加えていただければ大変ありがたいです。ちょうどその頃、たまたま久慈市で買い物をしていた時に久慈市のクマ情報の放送があって、「三陸沿岸道の侍浜インター付近にクマが出ました」と。それはそれで、侍浜も広いですから。大野地区もそうだし、境ですよ。それから浜端ももちろんそうだし。それでも、海端だな、インターの近くかなってことが分かれば、かなり範囲が分かりますし、特定されてきます。そういう放送のついでにですね、「クマの出没が多くなっていますよ、その辺を歩くときには鈴を携帯してください」とか、「朝早い時間とか、夕暮れ時が目撃情報が多いですよ、その時は特に気をつけてください」と、それを付け加えて放送してくれるんです。当村の場合は、「それは誰でも分かてるだろう」みたいな感じで放送しないのかどうか分かりませんが。もう少しじゃない、もう強く放送を細かく放送していただきたいと思います。この点についての所見をお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の3点目の再質問にお答えします。防災無線の放送の内容が、もう少し詳しくということですが、火災につきましては、第一報が消防分署の方での放送になっておりまして、その後、やはり住民等の交通の協力が必要であるため、具体的な放送をその後、役場の方で状況に応じて放送することになってございます。クマ等の獣害につきましてはでございます。これまで、なるべく詳しくお伝えしようとしていたところですが、実際、あまり詳しくなかったというご指摘でございますので、今後、具体的な場所等、なるべく悪影響がないようにと言いますか、場所が分かる程度で放送したいと思いますし、注意喚起につきましても、やはり引き続き何回でも具体的な内容を放送してまいりたいと思います。

すみません。先ほど火災の際の放送でございますが、分署が放送してるので

はなく、分署からの情報で役場が放送をしているということでございました。
訂正してお詫びいたします。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 あ、最後ですけども、クマはですね、どう猛な動物であって、よく引っかけられたりとか、かじるとかありますので、誰も嫌ですよ、そういうことされるというのは。だから、クマはもちろん動くんですけども、その辺を、もうちょっと、もうちょっと分かりやすくお願いしたいと思います。答弁は要りません。終わります。

議 長 以上で、6番、小野寺豊君の一般質問を終わります。

議 長 次に、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 議席番号4番の日本共産党の丹野和子が村政について伺います。

1、「新しい野田村総合計画について」

(1) 住民アンケートの結果について。

新しい総合計画策定のためのアンケートは前回と違い個人を対象として行ったので、集計にあたっていろいろな分析が可能と思われます。ついては、男女別、年齢別、職業別などに集計して計画に生かせないでしょうか。男女別の回収率では女性が高く、特に50・60・70代では女性が男性より10ポイント以上上回っています。分野ごとに女性の意向がはっきり表れており、計画に生かせるものはないでしょうか。年齢別では、60歳以上の高齢者が多いので、結果は全体的に高齢者の意向が反映されていると思われます。若い人を抽出して結果を出して、若い人の意見を反映した村の方向性を出すことも必要と思われます。職業別の集計により、その職業の方々の村への意向はどのようなになっているか、読み取れないでしょうか。人数は少ないのですが、農林業、水産業の方の各分野への要望を特徴づけるものがあれば、産業振興に役立てることができるのではないのでしょうか。

(2) 野田村の将来像について。

新しい野田村総合計画は現在策定中で、今後決まることになると思われますが、現時点でこれまでの計画を踏襲するもの、新しく加えられたものはありますか。新計画はどのような特徴を持ったものですか。

(3) 計画の主要な指標について。

人口は令和2年の国勢調査の3,936人をもとに推計されています。目標年次の令和17年度における目標は3,000人程度とされています。現在の人口は広報のだ11月号によれば3,826人となっており、野田村は近隣の町村より減少率が少ないことを勘案して、推計より多くなりませんか。就業者数の見通しは、どのようになると推計されますか。就業者数は、その年次の人数の同割合になるように計算されていますが、第1次産業においてはこの数字以上に減少するおそれはないでしょうか。村民所得は生産年齢人口の減少に比例して減少するとなっています。このように減少する所得は現実生活していく村民にとって問題ではないでしょうか。

2、「ツキノワグマ対策について」

ツキノワグマの野田村の状況について伺います。

(1) 村内の出没状況、捕獲頭数はいくらかですか。

(2) 村民への情報伝達、注意喚起はどのように行ってきましたか。

(3) 村として、これまでも電気柵設置補助、捕獲用罟の設置などいろいろな対策を行ってきたと思いますが、今後はどのような対策を行う予定ですか。

(4) 町内会、地域で、ごみ対策、放置果樹の伐採、刈り払いなど取り組むような財政支援も考えて進めていく必要があるのではないのでしょうか。

(5) 村民もクマに関心を持ってもらえるよう長期的な対応マニュアルを示す必要があると思います。また、村民がクマを見かけたり、農家が被害に遭っても行政に報告しないことがあります。行政は被害状況の積み重ねが必要と村民に伝えていくことが必要ではないのでしょうか。

3、「野田村に子ども食堂を」

10月1日に野田村生涯学習センターにおいて「子ども食堂講座」が開催されました。この講座は子どもの居場所ネットワークの主催で実施されたとのことでした。この講座の資料によると、子ども食堂は県内では115か所、14市、15町村で実施されていました。実施団体はNPO法人、子ども食堂実行委員会、社会福祉協議会、町内会有志などいろいろありました。野田村でも子ども食堂は必要だと思いますし、県内で子ども食堂を実施していない数少ない自治体ですので、話し合いを続けて、始められるような援助が必要ではないのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の1番目のご質問であります「新しい野田村総合計画について」の1点目、「住民アンケートの結果について」であります。議員お話しのとおり、今回のアンケートは個人を対象としていますので、色々な分析が可能と考

えております。ご質問のありました「男女別」「年齢別」「職業別」の集計につきましては、総合計画策定委員会においても特別委員から提言をいただいているところでありますので、計画に反映させて参りたいと考えております。

2点目のご質問であります「野田村の将来像について」であります。現在の総合計画では東日本大震災津波復興計画を継承し、復興むらづくりを進めて参りました。次期計画については、復興ハード事業が完了したことや、現状の課題を踏まえて、社会福祉、生活基盤、安全・安心のむらづくりなど、これまでの施策を引き継ぎつつ、特に力を入れていきたい分野として産業振興を基本目標の最上位に掲げた計画案としております。

3点目のご質問であります「計画の主要な指標について」であります。人口の将来展望につきましては、素案の段階では国勢調査人口をもとに推計し、令和17年目標を3,000人程度としておりました。しかし、議員ご指摘のとおり、住民基本台帳による現状の人口を見ますと、推計と比較して緩やかな減少傾向にありますので、素案の推計より多い、3,400人程度の目標値としたいと考えております。

次に、就業者数の見通しであります。人口目標の修正に伴い就業者数につきましても、素案の段階と比較して緩やかな減少になると試算しておりますので、そのようにご理解願います。

次に、村民所得であります。以前、議員の皆様へ説明した際に「村民に希望を与える数値になっていない」旨のご指摘をいただいたところであり、その後の計画策定関係の会議においても同様の意見をいただいております。村といたしましても、目標数値の設定にあたりましては、将来に希望が持てるような数値となるよう検討しておりますので、そのようにご理解願います。

2番目のご質問であります「ツキノワグマ対策について」であります。議員ご指摘のとおり、本年は全国的に多くのクマ出没情報や人身被害が発生しております。本村においては、11月末時点で目撃報告は46件、有害捕獲頭数12頭であり、依然として予断を許さない状況が続いております。村民への情報伝達につきましては、村からの情報発信として、現在進行形でクマがいる場合や、人身被害の危険性がある場合には、防災無線を活用し目撃場所を周知しております。また、注意喚起については、村公式SNSや村公式LINE等を活用しており、誘因物の除去など地域への協力依頼も含め、今後も引き続き情報発信に努めて参ります。被害を未然に防ぐための具体的な対策としては、鳥獣被害対策実施隊と協力しながら、有害個体の捕獲や追い払いに引き続き努めて参ります。さらに、近年多発する市街地等への出没に対応するため、改正鳥獣保護管理法に基づく「緊急銃猟」への対応についても、近隣市町村をはじめとした全国事例を参考に、県の協力を得ながら体制整備を進めて参ります。今後、ク

マの出没・被害発生情報などについて、場所や時刻等できる限り詳細な情報発信に努めて参りますので、目撃情報の提供についてご協力をお願いしたいと考えております。

3 番目のご質問であります「野田村に子ども食堂を」についてであります、子ども食堂は、子どもやその家庭等が地域で気軽に食事をともにできる場であり、食事の提供を通じて子どもの栄養確保や子どもの居場所として、地域住民同士の交流や見守りの機能を持つ代表的な活動の一つであります。運営主体は N P O やボランティア、民間事業者などであり、実情に応じた運営形態や提供頻度も様々あるようでございます。現在のところ村内における子ども食堂の実施はありませんが、この事業の周知と興味のある方々を支援するため、本年10月に「子ども食堂講座」を開催し6名の参加がありました。講座では、県内の子どもの居場所づくりの実施状況や子ども食堂の事例発表があり、子ども食堂に対する理解が深まってきていると感じております。子ども食堂が、地域に果たす役割は大きいものと認識しており、今後とも関係団体と連携して普及啓発や支援に努めて参りたいと考えております。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 丹野和子君。

丹野議員 2 点目の質問であります、「野田村の将来像について」に再質問させていただきます。「産業振興を基本目標の最上位に掲げた計画案としております」っというふうにありますけども、アンケートにおきまして、産業振興についても村民の皆様聞いております。分野ごとの満足度について、産業振興による地域活力の増進を目指しての、その割合が出ておりまして、それが他の分野に比べて、どちらかというと不満、不満の割合が高くなっております。他の分野は、安全とか色々教育とか、色々な分野がありますけども、ほぼ70パーセントぐらいの方が、満足とか、どちらかというと満足という答弁をしておりますが、産業振興自体は、まだ色々、農業とかやってる方が問題を抱えているっというか、そういうような状況にあります、あると思います。産業振興の方策っというか何か、それはどのように考えているのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の1 番目の質問の2 点目の再質問にお答えします。産業振興につきましては、アンケートでも見られた通り、満足度が他の分野より低いものとなっております。やはり、村の主要な産業であることと認識してございます。な

かなか効果的な、これと言った施策はないものでございますけども、いずれ、担い手の確保が必要と考えておりますし、関係機関と連携しながら、例えば、研修受け入れ体制の整備、それから、補助、村・県の補助金制度のPR、あるいは一次産業をやりたいという方の情報の収集と、そういった様々な方面から対策を取りたいと考えてございます。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 次に2番目の「ツキノワグマ対策について」村民への周知を図っていくということでしたけれども、マニュアルというか、「こういう状態に対しては、こういう対策」というものが必要だと思います。先日の住民懇談会において、村民から「クマの目撃情報があったが、その後どうなったか」という質問がありました。それに対する答弁として、「猟友会の方が探したが見つからなかった」という答弁でした。それは事実だと思いますが、それに対して、村民の情報がほしいとか、また出た場合は罾をするとか、私も具体的なことは分からないのですが、街中だったので緊急銃猟をするとか、村民に対しても通報の必要性和、村としても、こういう場合はこういうふうな対策を考えますという、もう少し踏み込んだ説明が必要なのではないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の「ツキノワグマ対策」再質問にお答えします。マニュアルにつきましては、特に現時点で整備しているという状況ではございませんが、被害の状況、農地の被害なのか、産業関係なのか、あるいは、居住地、住宅のあたりなのかというようなこと、それから、追い払い等で対応できない、あるいは、追い払いできないような場合など、様々な状況が考えられますので、その都度、実施主体といいますか、猟友会に相談しながら対応を進めている状況でございます。今後につきましても、やはり人命が第一でございますので、そこは重点的に対応といいますか、広報等も早い周知で対策してまいります。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 「子ども食堂について」、答弁の中で「地域に果たす役割が大きい」と、「普及啓発や支援に努めていく」という答弁でしたけれども、具体的にこれから1回だけじゃなくて集まりとか話し合う機会が必要だと思います。言うと、リーダーを見つけられれば、できるんじゃないかなと思っております。そのための

計画というか、そういうものを立てた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。やはり、子ども食堂の実施に当たっては、先立つ方といいますか、それを立ち上げたいという方が出てくるのが一番大事だと考えております。今後とも何らかの機会を捉え、普及啓発、講座等でできれば開催してまいりますし、できれば実施したい方が直接ご相談いただければ、そこから何らかの協力・支援等してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、3番、中川大和君の一般質問を許します。
中川大和君。

中川大和議員 3番議員の中川大和です。議長のお許しをいただきましたので、3項目について一般質問をさせていただきます。

1点目、「物価高騰対策について」お伺いいたします。物価高騰の波は勢いを増すばかりで、令和7年度は2万点以上の品において値上がりし、家計の負担が月平均1万円程度、1年で約12万円の増となっており、暮らしは苦しくなる一方です。国においても総合経済対策として、減税も含め物価高騰対策などを柱とした総額18.3兆円の大規模な政策を閣議決定いたしました。内訳としては、子供一人当たり2万円の給付や電気・ガス料金の補助などありますが、その中でも重点支援地方交付金を2兆円に拡充するとの発表もありました。村では今までも商品券の配布や電子マネーのポイント還元などを行って支援してまいりましたが、この度の重点支援地方交付金によりどのような支援対策を行っていくつもりなのかお伺いいたします。

2点目「ガソリン税などの暫定税率廃止に伴う影響について」お伺いいたします。ガソリン税の暫定税率においては以前より議論となっておりましたが、令和7年12月31日をもって廃止されることとなりました。また、軽油引取税の暫定税率においても令和8年4月1日より廃止されることとなっております。今まで高止まりしていたガソリン・軽油が安く購入できることはこの物価高において非常に助かることで、日常の足として車が欠かせない当地域にとっても有効な施策だと考えますが、反面、暫定税率廃止に伴う減収は1.5兆円規模にな

るもので地方自治体においても減収になるのではないかと危惧されます。村においても、揮発油譲与税など減収になった場合、どのような対策を講じていかれるのかお伺いいたします。

3点目「ナラ枯れ対策について」お伺いいたします。ここ2、3年でナラ枯れが急速に拡大しております。特に海岸線沿いにおいては、ほぼすべてのナラが枯れているのではないかとと思われるほどの広がりを見せております。さらに、ナラだけにとどまらずクリやクヌギなどの広葉樹にも伝染してきており、今後さらに状況が悪化していくものと思われます。これまでもナラ枯れに対して伐採を行い、薬品による害虫駆除など行っているところではありますが、到底対応が間に合わない規模、状況になっております。今後の対応をどのように行っていくのかお伺いいたします。

以上、登壇しての質問を終わらせていただきます。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の1番目のご質問であります「物価高騰対策について」ですが、国においては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を拡充し追加交付することが閣議決定されたところです。エネルギー・食料品価格等の物価高騰については、村民の生活や事業活動に多大な影響を与えているものと認識しており、令和7年度におきましても、重点支援交付金を有効に活用した支援を行って参りたいと考えております。村としての事業メニューについては、各自治体別の配分額が国会における補正予算の成立後に示される予定であるため、こういった支援が必要か内部で事業の検討を行いつつ、配分額がわかり次第、速やかな予算化と事業実施に向けて取り組んで参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「ガソリン税などの暫定税率廃止に伴う影響について」ですが、ガソリン暫定税率は、道路整備の財源確保のため「一時的な措置」として導入されたガソリン税の上乗せ分で、現在は使途要件に制限のない地方揮発油譲与税として交付されております。当該譲与税が減収となった場合でも、財政の健全性を維持し、住民サービスを継続させるため、自主財源の確保の強化に努めるほか、事務事業の見直しなど歳出削減の徹底を両輪で進めていくことが必要と考えます。今後においても国の動向を注視しながら、必要に応じて関係団体等を通じて要望等を行って参ります。

3番目のご質問であります「ナラ枯れ対策について」ですが、ナラ枯れの現状は、令和3年度に玉川地区においてナラ枯れ被害が確認され、その後、

沿岸部を中心に広がり、現在は西側への拡大も確認しております。これまで、村では県と連携したパトロールのほか、通報等により被害木を確認し、県の「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、春季及び秋季に順次駆除して参りましたが、議員ご指摘のとおり、被害範囲・規模は拡大し、制御は困難な状況となっております。近隣市町村も同様の状況であり、全量駆除から駆除範囲の選択と集中、枯死木の倒木被害対策等へ重点を移しているところと伺っています。今後の具体的な村の対策方針としては、公園等の公共空間及び被害西端地域における被害範囲の拡大抑止と、被害の激しい地域における道路等への倒木被害対策に重点を置き実施したいと考えております。以上です。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 中川大和君。

中川大和議員 1点目の「物価高騰対策について」再質問させていただきます。今の段階では、閣議決定ということで16日にならないと本決まりにならないというところで、まだ配分が分からないということは分かりますが、これまでテレビの報道等でも散々報道しているところでもありますし、村においても今までもこういうことに対しては支援を行ってきたところでもありますので、ある程度のメニューは当然考えているのかなというふうに思っておりますが、その辺について、例えば何か持ち合わせていることがあればお教えをいただきたいなというふうに思いますが、その辺はどのように考えていますか。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再質問にお答えします。物価高騰対策、重点支援交付金の使い道でございますが、昨年実施したような内容を柱に、今後検討してまいりたいと考えております。例えば、非課税世帯に一世帯あたりいくらかの給付をするとかですね、その給付につきましても、対象世帯をどのようにするかというのは配分される国からの額に応じて、今後具体的な内容を検討してまいる予定でございます。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 給付について対象を絞るといったようなことも必要かと思いますが、この物価高騰に対しては、世代関係なく困っていること、皆さんが多分困っていることだと思います。低所得者だからとかに区切らないで、こういうのは給付

した方がいいのではないかなというふうに思います。さらに、村でポイント還元をよくやっていますが、高齢者の方が使えないといったようなことを結構耳にしたりします。結局、高齢者の方が使えなかったりとかすると、やっぱり公平性に欠けるのかなというふうな思いもあります。ですので、皆さんが自由に使うことができるであったりとか、公平に受け取ることができるといった支援策というのを、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。さらに、国の方で食料品の物価高騰対策の特別加算4,000億円ほど、今回閣議決定をしておりますが、各地でお米券を配るとか、そういったことが報道されていますけれども、村でも当然その交付金は入ってくるものだと思いますが、それについては、どういうふうにお考えなのか、どういうふうな手当てをするつもりなのか、それもあわせてお伺いいたします。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再質問にお答えします。先ほど、こちらの説明では対象者を絞るというような回答ではございましたが、絞るというよりは全体に配布できるのか、あるいは何かの要件をつけてやるのかというようにところまで含んでの対象者の選定でございます。それから、確かにポイントによる対策といえますか、事業につきましては、公平性から言いますとご指摘の通りではございますが、その効果の方も検討しながら、そういったのをやった方が良いのか、あるいは別の事業に回すのかと、そういった内容等の検討も行っています。それから、食料品の物価高騰の特別加算分でございます。他市町村では、お米券等もやるようなところもあるようでございますけれども、本村の販売者といえますか、取り扱いの観点等から、お米券だとなかなか対応できる事業所と、あるいは米の確保等につきましても課題があると考えております。その辺も含めて、国からの額が示されることを見込んで内容を検討してまいります。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 もう3回目で質問できませんので、ぜひ公平性を持った支援対策、あるいはそのお米券等ですね、村で言えば結局農家が多い地域でもありますので、お米券を配ってもと、いうところもあると思いますので、その辺はぜひ考慮して支援をお願いをしたいと思います。

それでは、2点目の「ガソリン税などの暫定税率廃止に伴う影響について」の再質問をさせていただきます。確かに、そのガソリン譲与税に関して、減収

になった場合でも、その辺は事業の見直し、あるいは歳出の削減といったことで考えていくということでございますが、このガソリン譲与税、1.5兆円程度の減収になるということですが、当初の名目では特定財源であったと思います。やはり道路などを整備する、あるいは新しく作る場合に使われてきた税金ということで、当然村においても、今まで村道の補修であったりとか新設であった場合、当然そういう交付金は受けてきたと思いますが、そちらの方についても、減収していくのではないかというふうなことが思われますが、その辺のところはどのようにお考えですか。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再質問にお答えします。暫定税率の財源確保ということでございますけれども、地方揮発油譲与税ということで村に入っている財源でございますが、一般財源化されておりました、現状でも特に道路整備に使えというような状況ではない譲与税となつてございますので、これが減収となつた際には、先ほど申し上げた通りの財政、事務事業の見直しと財源の確保に努めていくと。あるいは、何らかの形で国に要望を続けていくということの対応を考えてございます。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 すみません、聞き方が間違っていました。例えば、道路等を作る際に、国から例えば交付金が来るとかあると思うのですが、その際にもおそらくこの財源、ガソリン税が結構使われていると思います。やはりそれがなくなってくると、結構、認められないのかなと。例えば、補修した場合とかそういった場合に、交付税が例えば下りてこないとか、割合が減るとか、そういったことが起きるのかなというふうなことも危惧されます。当村においても、例えば今、三陸沿岸道路の玉川インターチェンジの要望をしていると思いますが、そういったことの要望も通りにくくなるのかなと、実現できなくなるのかなと、いうふうな危惧もあります。その辺のところを、どこかで補って行くってことになると思うのですが、要望活動等をしてってということになると思いますけれども、なかなか難しいかなという思いはあるのですが、そのところはどのようにお考えなのか、あわせてお伺いいたします。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再々質問にお答えします。道路財源の方に影響があるのではないかという国の動向でございますが、地方自治体におきましては、その辺を要望していくと先ほど申し上げましたけれども、暫定税率廃止によって、あるいは地方交付税、普通交付税の方の増額をしていただけたらとか、今後、何らかの動向が見えてくると思いますので、その状況を確認しながら行動をとってまいりたいと考えてございます。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 ぜひ、整備網が今まで通り堅持されていくことを祈っておりますので、そのようにお願いをいたします。

3点目の「ナラ枯れ対策について」お伺いをいたします。確かに、もう手をつけられないぐらいの範囲で広がってるなというふうな認識であります。今の段階で、今更もう駆除してもってということなのかなというふうに思いますが、心配されるのがやはり、枯れたナラがこの冬に例えば雪の重みで倒れるとか、道路を塞いでしまったり、電線にかかったり、例えば住家に倒れてきたりとか、やっぱそういったことも非常に心配されるなというふうに思っております。道路を走っていると、結構道路際のナラもみんな枯れてるような状況ですので、そういったところの対策がいち早く必要ではないのかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再質問にお答えします。先ほどお答えした通り、やはり、倒木の被害のほうが大きくなっていくという段階に来てございますので、例えば、村道であれば村道沿いを中心にパトロールしながら対応して参ると。あるいは、県道、国道につきましては管理者の方に通報して依頼すると、そのような対応を関係機関と連携を取りながら進めて参りたいと考えてございます。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 道路の方もそうなのですが、民家等も結構近くにあって「倒れてきて心配だから早く切ってほしい」という声も聞こえておりますので、やはりその辺は住民の意見も聞きながら、すぐ対応をしていただきたいなと思うところでもございますし、このナラ枯れに対して、シイタケのほだ木の確保が非常に難しいといった声も聞こえてきております。ですので、その辺のところもぜひ対応

をしていただきたいなというふうに思います。ナラ枯れが起きますと、ドングリなど木の実がならないということで、今騒がれてるクマが増えてくるというのは、やはりその通りだと思います。今のところ海岸線沿いで、山の方にはそれほど広がっていないのかなというふうには思いますが、後には、おそらくナラ枯れが広がって行って、ドングリ等の木の実がならないで、クマがまたこっちの方に下りてくると。今年、ドングリ等が不作ですので、総数はそんな増えることはないのかもしれませんが、それでも多分いることはいると思いますので、そういった意味でもやはりこのナラ枯れ対策に対しては、いち早く対処していく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長 村長。

村 長 中川大和議員の再質問にお答えします。まず、民家の被害木につきましては、基本的には所有者が処分することでの対応となりますけれども、やはり高齢等で難しいというような個々の事情につきましては、役場の方に相談いただいて業者を紹介したりとか、様々な支援をしていきたいと考えます。それからホダ木の確保につきましても、県内やはり沿岸地域、特にシイタケが盛んな地域でございますので、どこも苦慮しているという状況にありますので、関係機関等情報を共有といいますか、色々情報を得ながら確保できるよう対応して参りたいと考えます。以上です。

議 長 以上で、3番、中川大和君の一般質問を終わります。

議 長 次に、5番、中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 はじめに、今年も災害の多い1年となりました。2月の大船渡市の山火事の発生。7月のカムチャツカ半島付近の地震による津波の襲来。今月8日の深夜発生した青森県東方沖地震の津波の襲来等、日頃の備えの大切さを実感するとともに、被災された方々の一日も早い生活再建となりわいの再生を祈りたいと思います。さて、令和7年12月定例会において質問の機会をいただきましたので通告に従い、小野寺村長のお考えを伺います。

1点目、「物価高対策について」であります。長引く物価高騰が国民の生活を圧迫しております。日々の暮らしに苦しんでいる人たちに対し、いち早く支

援を届けることが求められ、家計の負担軽減に向けた即効性ある緊急支援が必要であります。国の総合経済対策により、自治体独自の物価高対策に活用できる「重点支援地方交付金」が拡充されたところであり、推奨事業メニューとして、食料品に特化したお米券やクーポンの発行など、物価高騰に対応することが必要であります。どのようなスケジュールで迅速な支援につなげていくのか所見を伺います。

2点目「学校給食費無償化について」であります。学校給食は、子どもたちの心身の健康を支え、健やかな成長を促す基盤であるとともに、栄養や地域の食文化を学ぶ生きた教材として重要な役割を担っております。昨今の物価高騰の影響により、学校給食費は家計にとって大きな負担となっており、国では来年度から先行して小学校における給食費の無償化を行うこととしております。本村では、これまでの同僚議員等の質問に「検討していく」との答弁がなされておりますが、国の動向等を鑑みるに、また、子どもたちが給食費の心配なく学校に通えるような環境を整備することは、将来世代への責任でもあります。小中学校給食費を完全無償化することが急務と考えますが所見を伺います。

3点目、「4村サミット共同宣言」について」であります。九戸村、田野畑村、普代村、野田村の県内4つの村は、令和5年10月に「4村サミット共同宣言」を発表しております。この4村連携事業の推進は、産業振興、人口減少、企業誘致、移住・定住対策等を検討し、4村連携して地域活性化の可能性を探る取り組みにより、地域共通課題の解決に向けて発展していかなければなりません。これまでの成果と課題をどう捉えているか。また、今後、共通課題の解決に向けてどのような連携事業に取り組んでいくのか所見を伺います。

4点目「リチウムイオン電池の分別収集について」であります。近年、廃棄物収集運搬車両等において、リチウムイオン電池等の小型充電式電池に起因する火災事故等が発生しております。スマートフォンやモバイルバッテリーに内蔵されているリチウムイオン電池など、家庭ごみに混入して廃棄されると発火を引き起こす事例や携帯していて発火に気づかないケースなど散見されております。発火事故を起こさないために住民の適切な廃棄のため、分別収集の対象に加えるべきと考えますが所見を伺います。以上登壇しての質問を終わります。

議長 村長。

村長 中川昇議員の1番目のご質問であります「物価高対策について」であります。国においては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を拡充し追加交付することが閣議

決定されたところです。エネルギー・食料品価格等の物価高騰については、村民の生活や事業活動に多大な影響を与えているものと認識しており、令和7年度におきましても、重点支援交付金を有効に活用した支援を行って参りたいと考えております。村としての事業メニューについては、各自治体別の配分額が国会における補正予算の成立後に示される予定であるため、こういった支援が必要か内部で事業の検討を行いつつ、配分額がわかり次第、速やかな予算化と事業実施に向けて取り組んで参りたいと考えております。

3番目のご質問であります「4村サミット共同宣言について」であります。本村と九戸村、田野畑村、普代村の4村で連携して、課題解決や情報発信、魅力向上に取り組むため、「4村サミット共同宣言」を行いました。共同宣言の内容としましては、「小規模自治体が抱える共通課題を明確にし、共に知恵を絞り、共に協力し合い、その課題解決に取り組んでいくこと」、「それぞれの自然資源、人文資源を共有・連携し、活力ある村づくりを進め、その魅力の情報発信に努めること」、「ふるさとに誇りを持ち、健康で心豊かな郷土愛を醸成するため、4村で何ができるかを常に考え、その可能性を探ること」の3つの項目を確認し合い、4村連携事業の取り組みに至っているところであります。これまでの具体的な活動内容としては、イベント情報やイベント出演団体のリスト作成・共有による相互連携、職員を対象とした交流研修事業、県主催の企業誘致イベントでの共同PR活動の実施などを行っております。今後は、郷土芸能、みちのく潮風トレイル、道の駅などのそれぞれの共通資源を共有・連携し、共通課題の解決に向け取り組んで参りたいと考えております。

4番目のご質問であります「リチウムイオン電池の分別収集について」であります。村では前田小路地区に開設しているリサイクル資源回収ステーション内に小型家電回収ボックスを設置し回収を行っております。発火の可能性もあることから各地区のゴミステーションでの収集はできませんので、適切な廃棄方法と回収場所についての周知を行い、回収ボックスでの回収または久慈地区粗大ごみ処理場への直接搬入にご協力をお願いして参ります。以上で終わります。

議 長 教育長。

教 育 長 中川昇議員の2番目のご質問であります「学校給食費無償化について」であります。これまで物価高騰に対しましては、給食費を上げないよう賄材料費の支援を行ってきたほか、給食費の無償化については、議員各位からご意見をいただいていたところでございます。ご存知のとおり、国では、来年度から公立小学校を先行して給食の無償化への取り組みが報じられているところであり

ますが、本村といたしましては、令和８年度の当初予算編成において、小・中学校の児童生徒の給食を無償化したいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 １番目の「物価高対策について」であります。今回、国の方では２兆円もの予算を確保して、大型の経済対策をやるというようなことでございます。そこで、そのうち４,０００億円は地方に配る予算であるということで、これは４,０００億円のうちには必須でやらなければならない項目があるということでございます。先ほども先の質問者に対する答弁もありましたが、食料品の物価高騰に対する特別加算分の４,０００億円を使って様々な支援をするというようなことでございますが、それ以外に例えば、物価高騰に伴う低所得者世帯支援、高齢者世帯支援ということで、ＬＰガスの世帯への給付とか、あるいは小中学校等における学校給食費の支援とか、水道料金の減免とか、様々なメニューがあるわけでございます。この重点支援地方交付金を使った以外に、本村でこの考えている事業名、事業はあるのかどうか、その辺をまずお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。重点支援地方交付金以外での何か対策があるかということでございますが、現時点では１２月補正で予算計上しております、福祉灯油の事業を実施予定でございますが、最終的には交付金が充当される可能性もございます。現時点で交付金を充当しない事業については、今後の検討、内部での検討によるものでございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 この重点支援地方交付金以外のこのメニューの中に、省エネ性能の高いエアコン等の買換え支援というものもあるわけでございます。昨今の夏の高温対策等で今も低所得世帯等へエアコンの支援は行っているわけでありましたが、それを拡充して、６５歳以上の高齢者世帯に拡充して支援を行うことはできないか、その辺のお考えをお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。エアコン等、エネルギー効率の良い機器への補助の対象拡充ということでございますけれども、今年度も交付金を充当して実施してきたところでございますが、今後の内容につきましても、再度、そういったメニューも含めて検討して参りたいと考えております。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 物価高への対応ですので、なるべく早い段階での様々な支援をお願いをしたいと思います。それでは2番目に入ります。「学校給食費無償化について」であります。新年度予算で実施していくという、大変ありがたいご回答を頂いております。そこで、国の方では小学校を先行してやるということですが、村としては、当然国の助成、補助を見込むと思うのですが、その場合に、今、保護者が負担している額4,000円か5,000円か分かりませんが、その額と国の示すその補助の上限額といいますが、それに差があった場合、それもこの公費といいますが、村の方で負担をしていくのか。差がなければ良いんですけども、差が生じた場合に、保護者への負担がないように、村の方で負担をしていただけるのかどうか、その辺をご確認したいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 中川昇議員の国の上限額と差があった時どうするのかという再質問にお答えします。村としましては、国の上限額も示されていないところでありますので、全額、村の方で差額があったとしても、こちらの方で無償化するという考えでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 大変ありがとうございました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、3番目の「「4村サミット共同宣言」について」であります。これまでも様々交流事業等をやっているようではあります。そこで、各市町村それぞれ、学校施設等の統廃合によりまして、かなりの空いた施設等があるというふうに考えます。4村でそういった所の空いた施設を利用して、交互にイベントを開催すると。物産展等でも良いでしょうし、それぞれの特色のあるものを展示して相互に、そして産業振興に結びつけていくというような方法。あるいは、職員の交流等もやっているようではございますが、実際に若

手職員を相互に人事交流をすると。例えば、野田村の職員が九戸村に行って、農業の盛んな九戸村で農業を学ぶ。それから、九戸村の職員は、野田村に来て、海の方を学ぶと。そういった実際の人事の派遣はできないものかどうか。それから、もうひとつこの共同宣言に今やっているわけですが、岩手県の支援はあるのかどうか。その辺をお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の「「4村サミット共同宣言」について」再質問にお答えします。まず、学校統廃合により、その施設を利用して交互に物産展等を開催しては、という質問でございますが、どの村でも今後の活用状況等、決めているところもあれば、決めていないところもありということだと考えられます。今後、その辺りを4村連携の担当課長会議等で状況を聞いたり確認しながら、できる内容、廃校だけに限らず、こういったところを使って交流等を進めるかということも話し合っていくことでございます。人的交流につきましても、4村での打合せで必要となれば実施というようなことになるかと思いますが、引き続き検討して参ります。それから、県からの支援でございますが、地域経営推進費、振興局からの補助金等で4村連携にかかる事業等メニューによって補助を頂いているという部分もございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

4番目の「リチウムイオン電池の分別収集について」でございますが、小型家電回収ボックスを設置してあるということですが、ちょっと確認したいんですが、このリチウムイオン電池等は、標準的な分別収集区分の一つとして位置づけられたということですね、確認でございますが、今設置している、小型家電回収ボックスに入れて良いということですか。確認でございますが、その辺よろしくお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。リチウムイオン電池を小型家電のボックスに入れて構わないということでございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 ありがとうございました。以上で終わります。

議 長 以上で、5 番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。
ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、13時30分まで休憩いたします。

(休憩 11時33分)

(再開 13時30分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議 長 1 番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1 番、山田陽子が村政の山積する課題の中から今回5 項目について質問いたします。

まず、1 点目「防災無線について」

野田小学校新築に伴う歩道の整備により、中平地区の防災無線の柱が以前より低い場所の給食センター敷地内に移設されました。このことにより中平地区懇談会で、中学校の西側は、以前と比べ聞こえなくなったので改善の要望がありました。これに対して村からは、「戸別受信機を」との回答でしたが、その後どのように検討されて対応を進めているのでしょうか。早急に対応すべきと考えますが、お示し下さい。

2 点目「熊等の危機管理対策について」

午前中の質問にもございましたが、今年は全国的にクマが市街地等にも出没し、命に関わる状況で大きな問題となっております。村内でも各所に出没しこ

れから冬を迎えますが、冬眠しないクマもいるという情報もあり住民の不安は増すばかりです。このような状況下において危機管理対策について、現在の防災無線での出没場所の告知を、具体的にもう少し詳細に告知してほしい、また村外にいても情報が取れるようにLINE活用を望む村民の声があります。そこで以下の2点について伺います。

(1) 防災無線での場所の告知の詳細についての改善策を。

(2) LINE活用について

3 点目「十府ヶ浦公園の街灯整備について」

十府ヶ浦公園を利用し、スポーツ少年団等の児童たちは保護者の乗用車のライトや懐中電灯などを照らしながら陸上競技などの練習をしています。保護者からの声も届いていると思いますし、昨今のクマ等の対応策にも繋がると考えますので、一基だけでも防犯対策として街灯整備が必要だと考えます。村長の見解を伺います。

4 点目「後期高齢者の健康保持増進事業について」

令和6年度から、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の、ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別的支援）、ポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的な関与）の項目の取り組みにより、後期高齢者の健康寿命の延伸及び介護予防を図りながら、健康保持増進事業を進めてきているところですが、3年目となる次年度事業へ向けての取り組みも含めて以下の点についてお尋ねします。

(1) これまでの事業内容及び参加者数（対象者比）。

(2) これまでの成果と課題について。

(3) 次年度に向けた事業について。

5 「旧道の駅等の環境整備と利活用について」

この場所の利活用についてどのように進めているのでしょうか。併せて、6月にオープンした道の駅での、販路の拡大や漬物をはじめ多種多様な加工品目の販売を増やすためにも、加工施設を整備することは必須です。現在は漬物も保健所の許可がなければ出せなくなったため、やむなく提供できなくなっている状況のようです。昨今は自力での設備投資は厳しい状況であり、利用料を支払う方式で村が整備するという考え方もあると考えますが、生産者を増やすためにも、旧産直施設を利活用し加工施設を考えてはどうでしょうか。村長の見解をお尋ねします。また「ぱあぷる」の看板については撤去するのか、利活用するのかどのような整備を考えているのでしょうか。今後の具体的な進め方を伺います。以上5項目について登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「防災無線について」であります、村道中平上明内線歩道新設工事に伴い、令和7年3月に防災行政無線屋外拡声子局（中平局）を学校給食センター建物北側に移設しました。この影響により、聞こえにくくなった地域への対応でございますが、希望する世帯への戸別受信機の設置を進めて参ります。

2番目の質問であります「熊等の危機管理対策について」の1点目「防災無線での場所の告知について」であります、村からの情報発信として、現在進行形でクマがいる場合や、人身被害の危険性がある場合には、防災無線を活用し目撃場所を周知しておりました。今後、クマの出没・被害発生情報などについて、場所や時刻等できる限り詳細な情報発信に努めてまいりますので、目撃情報の提供についてご協力をお願いしたいと考えております。

2点目の「LINE活用について」でございますが、現在、村への目撃情報の報告方法は主に電話にて受け付けております。村公式SNSや村公式LINE等も活用し、引き続き、注意喚起や情報発信に努めて参ります。また、村公式LINEにも報告機能がありますので、外出先からでも情報提供をいただけるものでございます。

3番目のご質問であります「十府ヶ浦公園の街灯整備について」であります、議員がおっしゃるとおり、スポーツ少年団の活動で利用されていることは承知しております。照明につきましては、トイレ及び施設付近に設置しておりますが、広場内におきましては、夜間の利用を想定していないことから設置していない現状となっております。ご利用に際しましては、現状のままにはなりますが、安全に利用できる時間帯で活動していただきたいと考えております。

4番目のご質問であります「後期高齢者の健康保持増進事業について」の1点目「これまでの事業内容及び参加者数」であります、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）につきましては、後期高齢者健診結果から低栄養と口腔機能低下のハイリスク者と健康状態不明者について、保健師、栄養士及び歯科衛生士が訪問し相談・指導を行っております。通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）につきましては、地区公民館を会場に歯科医師や歯科衛生士、保健師及び栄養士らによる健口講話、実技指導を行っており、令和6年度は72人、今年度は11月末現在で41人の方が参加されています。このほか、家庭訪問や健康相談件数につきましては、令和6年度の209件に対し、今年度は11月末現在で305件と、より多くの方々と関わることでございます。

2点目の「これまでの成果と課題について」であります、先ほど申し上げましたハイリスクアプローチやポピュレーションアプローチにおける実績と併

せ、後期高齢者健康診査の受診者数と総合判定が「異常なし」の方が増加していることが成果として挙げられます。課題につきましては、ポピュレーションアプローチにおいて、歯科医師、歯科衛生士の日程調整等の実施体制確保の点から、全30地区を一巡するのに3年を要することが挙げられます。

3点目の「次年度に向けた事業について」であります。まずは、これまで実施してきました各種事業を継続して実施することが重要であると考えております。そのためにも、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者が増えるよう引き続き取り組んで参りたいと考えております。

5番目のご質問であります「旧道の駅等の環境整備と利活用について」であります。同施設については効果的に活用されるよう、公募により施設利用者を選定する方向で検討しております。今後、公募手続きができる状況になった場合は、速やかに事務を執り進めたいと考えており、加工施設としての利用希望がある場合も、村の活性化のため、生産者の所得向上の一環として十分公募の要件を満たすものと考えております。また、旧観光物産館ばあぶるの歓迎塔については、今後、撤去する見込みでございます。以上で終わります。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 山田陽子君。

山田議員 1点目の「防災無線について」再質問いたします。移転の影響によって聞こえにくくなった地域への対応ということで、「希望する世帯への戸別受信機を進めていきたい」ということですが、調査はされているのでしょうか。いずれにしても、以前の設置場所の高さから見ても、現在の給食センターの敷地内の場所は、道路から3メートル以上低い場所に設置してるわけですが、それなりに専門家に見ていただきながら移設をしたということですが、素人目から見ても、以前と同じ高さの柱でなければ、聞こえにくくなることっていうのは、まあ一目瞭然と言いますか、そういったことになると思うんですが、そういう観点からも、私の自宅周辺でも聞き取りにくいという声を聞いておりますし、もちろん私の家でも同様の状況で、特に冬場になれば、みなさん夏も今はエアコン等がありますので、なかなか窓とか開けておくことが少ないわけですが、それにしてもですね、非常に聞き辛くなっている状況ですので、そのあたりのところで、やっぱり全世帯の戸別調査っていうのは必要だと思いますが、その点と、その調査はこれまで、どのように進めてきているのか、伺うことと、2点目のその戸別受信機は、各世帯に設置する場合ですね、1機あたりどれぐらいの経費がかかるものなののでしょうか。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。調査でございますが、当然移設前に調査しておりますし、聞こえにくくなったというお話があった後、担当が現地に赴いて外で、当然家に入れないわけですが、外で確認したということでございます。なお、以前よりは聞きづらくなったということは当然あるかもしれませんが、その基準については、詳細に調査しないと判断できないというものでございますので、範囲が広ければ調査をする必要が出てくるものと考えております。また、戸別受信機につきましては、1台在庫分で機械だけで4万円程度でございます。そのほか状況に応じて工事が必要となれば、さらに経費がかかってくるものでございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 やはり、中学校の建物より西側の方は広範囲に再調査をしてほしいと思いますが、ぜひ、その点について検討していただきたいと思います。また、戸別受信機で対応ができるというのであれば、それはそれで、お金も全般的にかかることですのであれですが、調査してみなければ、どれぐらいの世帯の方々に必要なものになるかっていうのも見えてこないものだと思いますので、ぜひ、その点については再調査というか、改めて、その地域の方々の調査をしてほしいというふうに考えますので、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。再調査につきましては、業者に依頼した場合に経費がかかってくるものということでございますので、聞こえづらくなった方々の状況、世帯数等、なるべく担当が確認しまして、現地で実際外で聞いてみて、本当に聞こえないようであれば当然調査せずにも対応していくような柔軟な対応ができればと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 懇談会が終わってからのところで、何軒の所に赴いてリサーチしていたのかはちょっとよく分かりませんが、まあ2、3人の方は「うちには来たったよ」と。まあ、私の所には来ていないんですけども、やはり、その点につ

いては、ぜひよろしく願いいたします。

それでは2点目の「熊等の危機管理対策について」ですけれども、午前中も同僚議員の2人から、このことについては質問がございましたが、私はその点については、詳細に積極的に情報を提供してもらえようことだというふうに理解しておりますので、その点についてはよろしくお願いします。

2点目のLINE活用についてでございますが、村に情報をつていうのも大事ですけれど、村、仕事、職場として、村外に勤めてる人たちが結局、防災無線で流されても分からないで、夕方帰ってきて「そうだったんだってよー」っていうようなことになるので、ぜひやっぱり、そのことも防災無線で情報を流すように、LINEでも流してほしいという声、要望がございますので、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。おっしゃる通り、村外にいて帰ってきた時に知らなくて危険な目に遭わせるといふわけにはいきませんので、さらに、LINE等の利用を進めてまいりたいと考えております。

議 長 山田陽子君。

山田議員 3点目の「十府ヶ浦公園の街灯整備について」再質問いたします。「照明については、夜間の利用を想定していないことから設置していない状況なので、今後もその状態のままで安全な時間に利用してくれ」というようなお話ですけれども、実際は利用してるわけですよ、子供たちも練習とかで。もちろん、大人の方々のウォーキングするとか、散歩してとか、バスケットボール板のある駐車場なんかも、あの、夜は利用しないっていうことではないでしょうから、極力そういうふうな思いの中で、利活用の仕方はしてると思うんですけども、現実として利用してるわけですし、この冬場だけの問題ではないと思うんですね。やっぱり、その何機もつけて、ただただ明るくしてくれっていうのじゃなくて、やっぱり、村外からの人たちも結構いらしていますし、公園を利用する人たちっていうのは年々増えてるっていうふうに実感してます。やっぱり、これだけのゆったりとした広い空間の公園っていうのは、なかなかよそにはないんじゃないでしょうか。建物があつたりとか、いろんなものがあつてっていうような状況の中で、ここの場合は広大な広さ、ある意味。そういったところを利用する方々にとっては、当村の一つの魅力の場所でもあるというふうにも言えると思うんですね。こうした中で、やっぱり、よりいっそう安心安全な環境

を整備していくってということが必須だと考えますので再度伺います。その点についてどのように感じてるのでしょうか、お考えを伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。山田議員がおっしゃる通り、立派な施設といえますか、広々とした公園で整備されていて、利用もされている状況ではございます。ただ、村の財政状況等を見た場合に設置にかかる費用はもちろん、その後の電気料等ですね、経費がどうしてもかかっているのは見えてございます。その中で、特にスポ少に関しましては、関係者といえますか、代表者等、活動の内容、それから時間帯、そういった希望等を聞き取りながら、必要性について検討してまいりたいと。そのほか、スポ少以外の利用の方々についても広く意見を聞きながら必要とあれば設置することも検討しなければならないと考えてございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 必要だという声があるので、私がこの場でお話ししてるわけですし、経費がかかるのも実際理解します。維持管理も含めてということになると思うんですけど。ただですね、一つ提案ですけれども、これは教育委員会さんとの相談っていうかもあると思うんですけど、旧野田小学校の西門の手前の坂道の途中、あれは学校のものじゃなくて村のものだと思うんですけど、太陽光の街灯があります。それと西門上がってって、私たちが運動会等に行った時に駐車するあの広場にももう1基同じようなものがあります。見てきました。見ております。ですから、もしあれであれば、そこも利活用されてるとは思うんですね、スポ少等で冬場は体育館を使うというようなこともあるとは思いますが、それでも、もしかすればその2基については再利用ができるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、その点について、ぜひそれを活用しながら、設置できるような状況に推し進めていただきたいというふうに考えます。再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。旧小学校にあるソーラーの街灯といえますか、そちらの方があるというご提案。使えばいいのではないかとというご提案ですが、現場を確認の上、対応できるようであれば対応をしたいと思いますし、

できなければまた別な何か無いかという方法もあればという事で検討してまいります。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 はい。ぜひ早い、できる限り早い時期に設置ができるように望みます。

次に、「後期高齢者の健康保持増進事業について」再質問させていただきま
す。これまでの事業内容等については先ほどお話をされておりますが、その中
で令和6年から引き続きで今年も参加されている方がいるというお話ですけれ
ども、高齢者の方、1年に1回ずつ歳を取るわけですので、増えていくことは、
全体数、対象者数がどれぐらいあって、こういうような事業に参加されている
かという件数についても、もしお手元に資料があって、お話しできるのであれ
ば伺いたいと。全体対象者数のうちで、この事業に参加されている方というふ
うな理解をしたいので、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。後期高齢者の健康ということでございま
して、後期高齢者全体の対象者といいますのが、令和6年度で781人でございま
すし、そのほか事業ごとといいますか、例えば口腔機能低下と低栄養防止で村
が抽出した対象者は令和7年度で57件。それから健康状態不明者ということで、
抽出した対象者が令和7年度で11件というような人数になってございます。以
上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 その全体数が781人、その中にはデイサービスに行っている方もいたり、あと
は施設に入所している方もいたり、病院等という方々もいる中だと思うんで
すけれども、そういった中で、この事業に参加している方々っていうのは1割
に満たない。全体数からいくと1割にしか満たないというような状況ですので、
やっぱり積極的に事業を進めていくことが大事だと思います。まだ2年目なわ
けですよ、今後とも続けていくことでしょうし、その中で今、ハイリスクア
プローチっていうのは、高齢者に対する個別的支援ということで、個人的に支
援するっていうようなその項目の中に、先ほど村長も答えられましたが、健
康状態不明者対策っていう項目があるんですけど、これはどういうものなんで
しょうか。なんか非常にちょっと違和感を感じる表現だなというふうに。これ

は野田村でつけたものじゃなく、おそらく国とか県の方から来ているものだと思うんですけども、それ以外に低栄養とか口腔とか服薬とか身体的フレイルとか重症化予防、糖尿病性腎炎とか重症化予防、その他の生活習慣病っていうのと健康状態不明者対策っていうのと7項目あるということのようなんですけれども、そういった中で、その健康状態不明者というのはどういうものなのか。ちょっと今気になりましたので伺いたいと思います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。健康状態不明者とはどういう方かというものでございますが、健康診断を受けていないと、かつ病院にもかかっていないという方を村の方で拾い上げて、そういった方を対象に保健師等が訪問面談して状況を確認しているというようなものでございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 なるほど。いずれにしてもこの表現については検討の余地があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「(2) これまでの成果と課題について」再質問させていただきます。後期高齢者健康診断の受診者数と総合判定が異常なしの方が増加しているということが成果として挙げられているというようなお話ですけれども、考え方によっては75歳になる以前に一生懸命、自分の健康のために健康に意識をしていた方々がこう押し上がってきたというような見方もできるわけですが、それでその成果としてそのうんぬんじゃなくて、やはりそういった早い時期からやるっていうことは大事なことでというふうに思っておりますし、この成果の中でも言われてる通りで、そういうようなことっていうのは、やはり見逃せないものではないかなというふうに思っております。今後いろんな課題解決、いろんな項目があって、先ほどはハイリスクアプローチの7項目でしたが、ポピュレーションアプローチっていうのは、いろんな事業に通いながら、みんなで楽しみながらその健康維持していくよっていうようなことだと思うんですが、そういった中で、やっぱり成果としてまだこれから今始まったばかりなので、成果はなかなか見出せないと思うんですが、大きな課題というのは何があるのか全体的に通した時に、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。成果が出ている中でもさらに大きな課題はないかということでございますが、ポピュレーションアプローチに関しましては、地区ごと公民館等に集まっていたいただいての集まってからの対象者になってしまうというのがございますので、事前に保健推進委員等を通じて周知はしているわけではございますが、なかなか出て来たがらない高齢者等もいるということで、そういった全体といいますか、参加率が低いのが課題ではないかと考えてございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 課題としては参加率をいかに増やすかということのようですが、それぞれ周知されていないっていうのも一つの問題なのかなというふうにもちょっと思っております。

それでは、「（３）次年度に向けた事業について」ということで、再度質問させていただきたいと思いますが、継続してるものは今後も継続していくということのようですけれども、このハイリスクアプローチっていうのは、７項目の中で身体的フレイルという項目があるんですね。こちらについては、野田村はこの事業をされてないっていうような報告書がここにあります。後期高齢者の会議で成果と課題という資料で渡されたものなんですけれども、先ほども話しましたが、受診率も増加している中で総合判定が異常がないという方々も増えてるっていうのは、やはり75歳になる以前に、いろんな個人個人で健康についての様々なことをして努力されてる方々だと思うんですね、大半の方々が。そういった中で、身体的フレイルっていうもの自体を、例えば、後期高齢者になってからでも、もちろんそれは効果ありますよ。筋肉は自分を裏切らないというようなお話もあるぐらいですからね。やればやるほど年齢に関係なく筋肉はつけられると、フレイル状態から脱出できるというようなお話もありますので。そのような状況の中で、やはり、先日、岩手県の後期高齢者医療広域連合議会の研修会っていうのが定例会の前にあったんですね。その中で、この長期健康調査から見た岩手県の健康課題についてという資料の勉強会だったんですね。その一番最初のところにですね、疾病分類と入院の上位５番目までの上位ということで、県内の各市町村別の一覧表があったんですね。それを見ますと野田村の場合は１位が脳梗塞、２位が骨折、３番目が慢性腎臓病、透析ありということ。あと４番目は統合失調症、５番目が関節疾患というふうに、それぞれの市町村別に出された資料だったんですよ。岩手県の場合は、秋田もそうですが、東北は特にもそうですが、やはり、血圧が高いとか脳梗塞の傾向っていうのは、やっぱり半数以上がトップが脳梗塞。でも、この脳梗塞を予防するた

めには、結構野田村でも塩分減塩対策等やって、広く住民の方々に浸透してきてると思うんですね。だけれども、この2番目の骨折っていうのは、骨折したことによって入院してフレイル状態になっていって、で、最後命を落としていくというような結果になるわけですね。現実、そういう人達がほとんどだということの一つのあらわれでもあります。個人的な話ですけども、私の母親も骨折、大腿骨骨折をして2か月と数日で命までというような状況になってきたんですけども。病院の先生に言わせても「もう高齢者はね、骨折するとね、8割以上の方はね、厳しいですよ」っていうお話でした。ですから、やっぱり骨折しないことが一番で、それをするためにはその予防のためにはフレイルにならないことが第一のことだと思うんですね。やっぱりそれは75歳とか後期高齢者になってからとかなんかとかっていうのじゃなくて、若い世代から50代、60代の辺りから、やっぱりそのことについては、年代をあれしないで、村としてやっぱりフレイルにならないことも事業の一環として進めていくことっていうのは、すごく大事なことだと思うんですけども、ぜひ、この後期高齢者の年代だけでなく、そういった方々に対する対応策も考える必要があると思うんですが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。後期高齢になる前の健康づくりも大事ではないかと、そのような取り組みをしたほうが良いのではないかとということでございます。おっしゃる通りでございます。後期高齢者だけを対象に村が保健事業を実施しているわけではございませんので、それ以前からも当然、健康診断との結果を基に保健師等の相談体制あるいは指導等をして、今後も続けていくところでございますし、健康な方につきましては、スポーツ活動、それから、老人クラブも人数が減ってきていると思いますが、やはり老人クラブ等、元気な方々が楽しみながら活動していけば、フレイルの予防にも当然繋がっていくものと思います。様々な分野、体だけでなく精神的なものが元気でないと体も動かすようにならないというところがありますので、全般的に活性化できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 積極的にやっぱりこのフレイルについては、年代を問わず、いろんな事業を取り組んでいただきたいと思いながら次の質問に入らせていただきます。

「旧道の駅等の環境整備と利活用について」ということですが、加工

施設についても公募方式でというような考え方のようでございますが、現実として今現在、その公募等はあるんですか。ないのであれば、いつまでその公募していくのか。ないものをずっと待ってるだけでは、なかなかやっぱりある意味、三鉄の駅もありますし野田村のこないだまでは玄関だったわけですけども。そういった面からいっても、やっぱりちょっと寂しくなっている状況ですので、やっぱり少し元気になれるような利活用の仕方を考えるべきだと思うんですけど、公募状況からみて今後いつまでそのあたりのところを検討していくのか再度伺います。

もう1点として、観光物産館の歓迎塔については、今後どの時期に撤去する予定なのか、それについても伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。まず公募状況でございますが、旧道の駅周辺は、物産館施設と産直施設と種類の違う建物になってございます。旧物産館の施設につきましては、公募準備の段階でございます。どのような要件を立てて公平性、あるいは、今後、村の負担があまりないようなやり方とか、応募した方への改修の補助等をするしないとか、さまざまな内容を検討中でございますので、公募しておりませんので応募はまだありませんという状況でございますし、旧産直の建物の方でございますが、耐用年数がまだ経過してございませので、そちらの手続きを踏んでからの公募となるとところで準備を進めている状況でございます。歓迎塔につきましては、年度内の工事で撤去する予定でございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 そうですか。公募してない状況なんですね。対応があんまり芳しくないなというふうな感じを受けますけれども。どれぐらいの時期、期間の公募で、公募がなければどういうふうにするかというのは、もうやはりそこまでの検討を、ある程度やっぱり予測しながら推し進めていく必要があると思いますので、その点がどれぐらいの期間の公募で、なければ並行しながらのことだと思うんですが、そのあたりのことについてと、産直は手続きをこちらもこれからするということで、そうするとこれもだいぶ時間かかるわけですか。年度内にこれも終わられるような状況なんでしょうか。それと歓迎塔については、年度内ってことで来年の3月までということですけど、あまりあれでは見た目は良くないと思うんですけど、やっぱりあそこに「ばあぷる」って書いて、素敵な看板

になってるんですけど、ブルーシートかなんかをして、やはり何らかの対応をしておくのも一つの手ではないかなというふうに考えるんですけど、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。公募、まだ始めていないということで、大変事務が遅れていて、お詫び申し上げます。公募の手続きにつきましては、年明けを目途に公募できるような状況にして、そこから応募、あるいは現地確認、それから応募のあったところの審査となりますと、年度内に方針を定められればという状況でございますので、ご理解をお願いいたします。それから、直売所の施設の手続きの関係でございますが、耐用年数が経過するのが、来年、年明けの3月下旬と、そこから国の方に廃止等の手続き等を進めまして、条例廃止等になって正式な公募になっていくということで、来年度の公募あるいは選定等になってくるものでございます。歓迎塔の対応につきましては、撤去前に早めに表示等を隠すなど対応をしたいと思います。以上です。

議 長 以上で、1番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、明日 午後1時30分に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。

(散会 14時26分)

令和7年12月 第10回野田村議会定例会会議録（第3号）			
招集年月日	令和7年12月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和7年12月12日（金） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和7年12月12日（金） 14時19分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第10回野田村議会定例会会議録（令和7年12月）第3号

令和7年12月12日

（開会 13時30分）

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議長 日程第1、「諸般の報告」を行います。
村長から、議案1件の追加提案があり、お手元に配付しております。

議長 日程第2、議案第4号「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま議題となりました、議案第4号「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について内容を説明いたします。この条例は、児童福祉法において乳児等通園支援事業が令和8年度から全国で制度化されることから、同法の規定に基づき、当該事業の認可に関する事務を市町村で行うことから、必要な基準等を定めようとするものであります。条例の概要であります。当該事業の設備及び運営に関する最低基準を定めるもので、人員配置や設備に関する要件や安全計画の策定、衛生管理及び保護者との連携の義務付けなどを規定するものであります。条例の内容であります。第1章は総則で、第1条から2ページの第4条までにより、趣旨、定義、最低基準の目的等、及び最低基準と乳児等通園支援事業者を規定しております。第2章は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、第1節の通則は第5条から6ページの第19条までにより、乳児等通園支援事業者の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、安全計画の策定等、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、衛生管理等、秘密保持等、及び苦情への対応等を規定しております。第2節は乳児等通園支援事業の区分で、第20条により、一般型と余裕活用型の事業の区分を規定しております。第3節は一般型乳児等通園支援事業で、第21条から10ページの第24条までにより、設備の基準、職員の基準、乳児等通園支援事業の内容及び保護者との連携を規定しております。第4節は余裕活用

型乳児等通園支援事業で、第25条、第26条で設備及び職員の基準、準用を規定しております。11ページの第3章は雑則で、第27条、第28条で電磁的記録、及び補足を規定しております。附則により、施行日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第3、議案第9号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま議題となりました、議案第9号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、内容をご説明いたします。この条例は、児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、所要の改正をしようとするものであります。改正の概要であります、虐待等の禁止の規定にかかる児童福祉法の改正に伴う引用条項の改正と、事業利用開始前の健康診断に関する免除規定の改正であります。改正の内容であります、条例案の改正後、第12条は児童福祉法第33条の12、新たに第2項及び第3項が追加されたことに伴い、第1項を表記するものであり、保育所の職員による虐待に関する通報義務者を加えるものであります。第16条は、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合、利用乳幼児に対する健康診断の全部ま

たは一部を行わないこととすることができるとするものであります。附則により、施行日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第4、議案第10号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま議題となりました、議案第10号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、内容をご説明いたします。本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同一の改正理由から2つの条例を本条例により改正しようとするものであります。

改正の概要であります。虐待等の禁止にかかる児童福祉法の改正に伴う引用条項の改正となります。

改正の内容であります。第1条は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。改正後の第25条は、

児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたことに伴い、第1項を表記するものであり、保育所の職員による虐待に関する通報義務者を加えるものであります。第2条は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。改正後の第12条は、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたことに伴い、第1項を表記するものであり、放課後児童健全育成事業の職員による虐待に関する通報義務者を加えるものであります。附則により、施行日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第5、議案第11号「南浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
本議案につきましては、地方自治法第117条の規定により、7番 前川安男君の退場を求めます。
(前川安男議員 退場)

議 長 それでは、議案内容の説明を求めます。
教育次長。

教育次長 ただいま議題となりました、議案第11号「南浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する」ことに関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。施設名称は、南浜地区コミュニティ

センター、所在地は野田村大字野田第10地割40番地425で、指定管理者となる団体は野田村大字野田第10地割40番地209、南浜部落会で、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。以上で議案内容の説明を終わります。

議 長 議案第11号の議案内容の説明が終わりました。
それでは質疑、討論、採決を行います。
これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議 長 それでは採決いたします。
議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。
ここで、前川安男君の入場を求めます。
(前川安男議員 入場)

議 長 次に、日程第6、議案第12号「下安家地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」から日程第8、議案第14号「北区地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」までを会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

議案内容の説明を求めます。
教育次長。

教育次長 ただいま議題となりました、議案第12号から議案第14号までの3議案について、公の施設の指定管理者を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
なお、指定管理の期間につきましては、先ほどの議案第11号と同様でござい

ますので、一部を省略させていただき、施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体のみ説明とさせていただきます。

はじめに、議案第12号でございますが、施設の名称は下安家地区コミュニティセンター、所在地は野田村大字玉川第2地割32番地12、33番地1、33番地27で、指定管理者となる団体は野田村大字玉川第2地割14番地、下安家部落会でございます。

次に、議案第13号でございますが、施設の名称は新町地区コミュニティセンター、所在地は野田村大字野田第26地割52番地2で、指定管理者となる団体は野田村大字野田第26地割52番地35、新町町内会でございます。

次に、議案第14号でございますが、施設の名称は北区地区コミュニティセンター、所在地は野田村大字野田第28地割5番地5で、指定管理者となる団体は野田村大字野田第28地割12番地7、北区町内会でございます。

以上で、議案第12号から議案第14号までの議案内容の説明を終わります。

議 長 議案第12号から議案第14号までの議案内容の説明が終わりました。
それでは、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議 長 まず、議案第12号「下安家地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第13号「新町地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する

ことに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第14号「北区地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第9、議案第15号「野田村生活支援ハウスの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」および日程第10、議案第16号「野田村保健センター集会室の指定管理者を指定することに関し議決を求めることに

ついて」を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長　ただいま議題となりました、議案第15号「野田村生活支援ハウスの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」内容をご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理者を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、野田村生活支援ハウス、所在地は野田村大字野田第22地割44番地6。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第22地割44番地1、社会福祉法人野田白寿会であります。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

続いて、議案第16号「野田村保健センター集会室の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」内容をご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理者を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、野田村保健センター集会室、所在地は野田村大字野田第17地割107番地。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第20地割104番地、本町・旭町町内会であります。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上で、議案の説明を終わります。

議　　長　　議案第15号および議案第16号までの議案内容の説明が終わりました。
それでは、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議　　長　　まず、議案第15号「野田村生活支援ハウスの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第16号「野田村保健センター集会室の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありません
か。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第11、議案第17号「国民宿舎えぼし荘の指定管理者を指定するこ
とに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

議 長 それでは、議案内容の説明を求めます。
未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいま議題となりました、議案第17号「国民宿舎えぼし荘の指
定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」議案内容をご説明
申し上げます。この議案は、公の施設の指定管理者を指定することに関し、地
方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございま
す。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、国民宿舎えぼし荘。所在
地は、野田村大字玉川第2地割62番地28。指定管理者となる団体は、野田村大
字野田第20地割14番地、株式会社のだむらであります。指定の期間は、令和8

年４月１日から令和11年３月31日までの３年間でございます。以上で議案内容の説明を終わります。

議 長 議案第17号の議案内容の説明が終わりました。
それでは質疑、討論、採決を行います。
これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第17号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第12、議案第18号「根井・和野平地区畑地かんがい施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」から、日程第23、議案第29号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」までを会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第18号から議案第29号の議案内容についてご説明申し上げます。ただいまの12議案は、公の施設の指定管理者を指定することに関し、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第18号をご覧ください。施設の名称は、根井・和野平地区畑地かんがい施設。所在地は、野田村大字野田第８地割内及び大字玉川第１、２、３地割内。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第８地割219番地、根井・和野平地区畑地かんがい施設管理組合でございます。指定の期間は令和８年４

月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間でございます。

以降の議案中で指定管理の期間につきましては、議案第18号と同様でございますので、説明を省略し施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体のみの説明とさせていただきます。

次に、議案第19号をご覧ください。施設の名称は御台場農村公園。所在地は野田村大字野田第36地割120番地。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第36地割70番地 1、新山地区農村公園管理委員会でございます。

次に、議案第20号をご覧ください。施設の名称は、根井地区農村公園。所在地は野田村大字玉川 1 地割81番地の 1。指定管理者となる団体は野田村大字玉川第 1 地割62番地、根井部落会でございます。

次に、議案第21号をご覧ください。施設の名称は、大葛地区農村公園。所在地は野田村大字野田第 1 地割30番地の 1。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第 1 地割121番地32、大葛部落会でございます。

次に、議案第22号をご覧ください。施設の名称は、米田地区農村公園。所在地は野田村大字野田第 8 地割50番地の 7。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第 8 地割 2 番地 1、米田部落会でございます。

次に、議案第23号をご覧ください。施設の名称は、泉沢地区農村公園。所在地は野田村大字野田第14地割29番地。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第14地割158番地、泉沢部落会でございます。

次に、議案第24号をご覧ください。施設の名称は、玉川地区農村公園。所在地は野田村大字玉川第 5 地割45番地 4。指定管理者となる団体は、野田村大字玉川第 5 地割91番地、玉川部落会でございます。

次に、議案第25号をご覧ください。施設の名称は、上明内地区農村公園。所在地は野田村大字野田第22地割118番地 7。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第22地割47番地 3、上明内部落会でございます。

次に、議案第26号をご覧ください。施設の名称は、玉川地区活性化センター。所在地は野田村大字玉川第 5 地割45番地 4。指定管理者となる団体は、野田村大字玉川第 5 地割91番地、玉川部落会でございます。

次に、議案第27号をご覧ください。施設の名称は、上明内地区活性化センター。所在地は野田村大字野田第22地割118番地 7。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第22地割47番地 3、上明内部落会でございます。

次に、議案第28号をご覧ください。施設の名称は、アジアの広場。所在地は野田村大字野田第 6 地割 7 番地。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第 5 地割 4 番地 3、日形井部落会でございます。

次に、議案第29号をご覧ください。施設の名称は、交流物産等複合施設。所在地は野田村大字野田第25地割 3 番地 1。指定管理者となる団体は、野田村大

字野田第20地割14番地、株式会社のだむらでございます。

以上で議案内容の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 議案第18号から議案第29号までの議案内容の説明が終わりました。
それでは、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議 長 まず、議案第18号「根井・和野平地区畑地かんがい施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。 討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第18号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第19号「御台場農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第20号「根井地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第20号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第21号「大葛地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第21号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第22号「米田地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第22号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第23号「泉沢地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第23号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第24号「玉川地区農村公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第24号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第25号「上明内地区農村公園の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第25号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第26号「玉川地区活性化センターの指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第26号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第27号「上明内地区活性化センターの指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませ
んか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第27号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第28号「アジアの広場の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第29号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて」に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第29号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第24、議案第30号「下安家漁港漁村再生交付金事業岸壁上屋工事
の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第30号「下安家漁港漁村再生交付金事
業岸壁上屋工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めること」につきまして、
議案内容と工事内容をご説明いたします。この契約は、令和7年8月29日に契
約金額4,818万円、期間は令和7年9月1日着工、令和8年2月2日完成で、林
崎建設株式会社と契約締結し工事を実施しておりますが、これを252万4,500円
増額し、5,070万4,500円に変更しようとするものであります。

工事の主な概要でございますが、議案書に添付しました議案説明資料をご覧
願います。本工事は、物揚げ場に上屋を6棟建設するものであります。今回
変更で増工する主な工種は、図面右下の断面図に赤色で着色している部分でご

ざいます。基礎工の掘削を行ったところ、転石混じりの土質であったため、影響範囲を考慮し、根切工約53立方メートルを増工するものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第30号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第25、議案第31号「令和7年度野田村一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小谷地副村長。

副 村 長 追加提案いたしました、議案第31号「令和7年度野田村一般会計補正予算(第6号)」について申し上げます。今回の補正は、今月8日に発生した令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波の救助等に要する経費について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、補正後の予算総額を49億1,610万3,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正の通りであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりました。
次に、議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第31号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第6号）」につきまして、その予算内容についてご説明いたします。

今回の補正は、先ほど副村長から提案理由でも述べておりますが、令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波の救助について必要な経費について補正しようとするものであります。なお、災害救助法の適用を受けているものでございます。申し添えます。

はじめに歳入ですが、12、13ページをご覧くださいと思います。18款「繰入金」420万円の増額は、12月8日の令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波の避難所設置等にかかる経費の財源を財政調整基金に求め計上しております。なお、災害救助法の適用が決定しておりますので、災害救助費については年度内に補正予算に計上し、財源振替を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開き願います。3款「民生費」420万円の増額は、3項、災害救助費の避難所設置経費等、災害救助にかかる経費を計上しております。

なお、予算規模につきましては、12月9日に気象庁が北海道三陸沖後発地震注意情報を発表しており、一週間程度は大きな地震が発生する可能性があることから、これらを踏まえた予算を計上しておりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 この間の8日の夜11時15分の地震に対する避難だったわけですがけれども、遅い時間で非常に皆さんも大変なご苦労されたと思うんですけれども、各避難所の避難者数はどれぐらいだったのか。また、それぞれ避難所、小学校、中学校、えぼし荘ですかね、避難グッズと言いますか、毛布等がどれぐらい備蓄されていたのか、間に合ったのか間に合わなかったのか、その辺りのところを伺います。

議 長 総務課長。

総務課長 山田議員のご質問にお答えします。各避難所の避難者数につきましては、今数字を持ち合わせておりませんので、少しお待ち願いたいと思います。毛布等の備蓄につきましては、数は十分に足りることで準備しておりましたので、そ

ういった不足になったものはございません。避難者数につきましては、少し時間をいただきたいと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 冬の避難というのは非常に夏とまた違った意味で大変な過酷なことになると思うんですけども、そうしますと改めて再度伺いますが、寒さ対策については十分に対応できているということによろしいのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 山田議員の再質問にお答えします。寒さ対策につきましては、十分にというのはどこの基準で十分というのかあれですけども、私たちにとりましては、十分その時は取れていたものと思ってございます。それから、各避難所の避難者数でございます。数字を申し述べます。まず小学校でございます、最大で93名。中学校が76名です。えぼし荘が47名。各避難所における避難者数は以上になります。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 しつこいようですけれども、寒さ対策ということで毛布とあとは何がそれぞれの避難者に配られたのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 山田議員のご質問にお答えします。各避難者におきましては、毛布と下に敷くマットを配付してございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第31号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。
第10回野田村議会定例会に提出されました全ての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

(閉会 14時19分)